

# 令和6年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和6年3月7日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年3月7日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久      議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 4 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 9 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 10 号 森町防災減災対策基金条例について
- 議案第 11 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

- 議案第 16 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 令和 5 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 25 号 東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第 28 号 森町道路線の認定について
- 議案第 29 号 令和 6 年度森町一般会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 6 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 38 号 令和 6 年度森町病院事業会計予算
- 請願第 1 号 「パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦と人道支援を国に求める意見書の提出」を求める請願
- 陳情第 1 号 「フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国

に求める意見書」の提出を求める陳情

< 議事の経過 >

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議員の皆さまに申し上げます。

本日は、質疑内容が多くなると想定されますので、質問の際には、ページ数及び款項目をしっかりと述べたうえで、簡潔明瞭な質問に心がけていただくようお願いを申し上げます。

日程第1、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第6号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 10番、中根幸男です。

議案第4号、「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質問をさせていただきます。

今回の改正は、期末手当を1.2月から1.225月に引き上げるとともに、新たに勤勉手当を設けて、1.025月を支給するものでありますが、この勤勉手当、人事評価については、どのような方法で行う予定であるか伺います。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

中根幸男議員の質問にお答えをさせていただきます。

第1号会計年度職員の人事評価につきましては、会計年度任用職員の制度を導入しました令和2年度から実施をしております。

しかし、今回の勤勉手当への反映を考えますと、現在の人事評価については課題があると認識をしております。

具体的に申し上げますと、勤勉手当については6月・12月の年2回支給をするわけですが、その度に人事評価をするということが基本と考えますので、評価を年2回実施が必要であると、現在の人事評価については、年1回の評価となっている点。

第1号会計年度任用職員の業務内容を見ますと、事務補助ということでございまして、国が言っております人事評価になじみにくい点があるということで、本町としましても、ここについて近隣市町にそれぞれ意見、相談をさせていただいております。

近隣市町におきましても、この勤勉手当に評価を反映するという事は難しいと考えております。

本町としましては、人事評価を勤勉手当に反映する方法を検討もしておりますけども、勤勉手当の支給を反映させるのは、令和6年度には難しいと考えております。

ただし、法の趣旨から考えまして、人事評価の反映を一律標準としてでも、勤勉手当については支給すべきと考えておりますので、勤勉手当については、令和6年から一律標準ということで支給をしていきたいと考えております。

人事評価の反映につきましては、近隣市町の状況を踏まえつつ検討していきたいと考えております。以上です。

議 長  
10番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 10番、中根幸男君。

( 中 根 幸 男 君 ) 条例の第8条の2第1項の関係ですが、これは6か月以上の任用期間と、6か月未満の任用期間が定められております。

基準日が6月1日の場合、会計年度任用職員については、ほぼ大半が継続されて任用されると思います。

そうしますと、6月1日の場合には、6か月以上としてカウントされるのかどうか。

その辺の解釈をお聞きしたいと思います。

議長  
総務課長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

(平田章浩君) 会計年度につきましては、単年度の任用となっておりますので、毎年4月1日から任用しているということでもあります。

この6月支給につきましては、前年度から継続して勤務している人は前年度分を反映をしますけども、新たに4月1日採用になった人については、6か月に満たないという勤勉手当を支給するという形になります。以上です。

議長  
10番議員

(吉筋恵治君) 10番、中根幸男君。

(中根幸男君) 会計年度任用職員に支給されます本年度創設された勤勉手当への総額は、予算書の給与費明細書に記載がありますけれども、132人分で22,835千円という解釈でよろしいかどうか。

その点だけ最後に伺います。

議長  
総務課長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

(平田章浩君) 総務課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一般会計の予算の220ページにございます22,835千円ということで、勤勉手当については、この金額になります。以上です。

議長

(吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 川岸です。

今のところで132人ということですが、昨年の会計年度任用職員は190人おられたところを、外部の委託にすることで減ったと思うのですがけれども、今、22,835千円という金額ですが、100分の102.5にしてはすごい結構金額が大きいと思うのですが、一人当たりどれぐらいの金額が増えるのかなど。

パパッと計算できないのですが、こういうものは人によって  
は違うとは思いますが、どれぐらいの額が勤勉手当として増える  
のでしょうか。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 川岸議員、それは当初予算にもあるので、  
条例そのものとは少し違うかなと思いますけれども。

平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

この条例では、令和6年4月1日から会計年度の勤勉手当につ  
いて支給をするということでございます。

5号議案で載っています第2号の会計年度については、本町に  
はいませんので、こちらに書いてある金額については、議案第4  
号の第1号会計年度任用職員のみ該当します。

先ほど中根議員の質問でお答えをさせていただきましたけど  
も、勤務月数によって支給の割合が変わってきますので、単純に  
平均をさせていただきますと、年間17万3,000円弱というような  
金額になります。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) 私も知らないことが多くてなのですけれ  
ども、例えば4月に入った人でも、勤勉手当は6月には支給され  
るということでやっておられるのでしょうか。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

4月に入職したとしても、6月1日に在籍していると、勤勉  
手当は支給をさせていただきます。

ただ、勤務月数によって支給割合が違ってくるというものでご  
ざいます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第7号「森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐 藤 明 孝 君 ) それでは、議案第7号、一般職員の特殊勤務手当に関して質問させていただきます。

まず、この金額の500円というものですが、これは現在の金銭感覚からすると、かなり安いのではないかなというようにも感じます。

また、当局としては、この500円を支給する特殊勤務というものは、どのような勤務が当たるのか。

また、想定されているのかというところをお聞きしたいという点。

そして、議案第7号の新旧の比較表を御覧になっていただきたいと思います。

一番下に区分として、不快な業務に従事する職員と記載されております。

あと種類を見てもみますと、行旅病人及び行旅死亡人の取扱作業等となっておりますが、こういった怪我をされた者とか亡くなられた者、こういった者をいわゆる仕事としてあたるについて、不快な業務という言葉で指すのは、私自身ちょっと違和感を感じます。

この不快という言葉そのものは、例えば国とか県から既に示されてきた言葉なのか、それとも当局がこのような区分として名称をつけたのか、その点をお聞きしたいということです。

ちなみに2023年度行旅死亡人は、全国で約600人から700人ぐらい計上報告されているという統計も出されております。

議 長  
総務課長

これは本当の一例ですが、この今お話した日額500円というお金を決められた背景、それと特殊勤務というものを、当局はどのように想定されているのか。

それと三つ目が、この不快な業務云々、この点についての解釈といったところをお聞きしたいと思います。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

特殊勤務手当につきましては、区分として、保健衛生業務、徴税事務従事、不快な業務、危険な業務ということで四つに区分をされております。

保健衛生業務につきましては、感染症の防疫作業、精神障害者収容作業、家畜伝染病予防作業、不要犬捕獲作業が、保健衛生作業の業務に該当しております。

徴税事務従事の業務につきましては、税務調査及び滞納整理取扱い、滞納処分及び犯則事件取扱手当が該当します。

それから不快な業務につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱作業、それから犬猫等死体の取扱作業というようなものになっております。

あと危険な業務ということで、今回改正で盛り込んでおります災害応急作業等手当が、これに該当するものでございます。

金額につきましては、作業によって1回300円から3,000円ということで、内容によって幅がございます。

今回の改正に挙げさせていただいております災害応急手当等につきましては、1日につき500円ということで上げさせていただいているものでございます。

行旅病人、行旅死亡人というものが、不快な業務に従事するという表現はどうかというようなことでございます。

これについては、今回の改正でということではなく、以前からこの表現で適正であるということで判断して、継続して使用して

いるものでございます。

今回の災害応急作業等手当の1日500円につきましては、既にこういった手当がある市町が県にごさいますして、そちらの平均を見ますと、ほぼ500円であったということ、および隣であります袋井市が1日500円であるということで、本町におきましても500円ということで上程をさせていただいているものでございます。以上です。

議長  
3番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐 藤 明 孝 君 ) 大体平均すると、近隣市町も500円というところで収まっているから、森町も500円という形で落ち着いたというようなお答えでした。

でも内容的なものをいろいろ聞いてみますと、かなり本当に特殊な勤務と言われるような勤務だと思えます。

実際に携わる人から見ると、これで500円というように言われてしまいますと、はたして業務として、まさに誇りを持ってできる仕事かどうかという点からしますと、なかなか難しいところがあるのじゃないかなと、率直な意見としては、もう少し近隣市町とは違うような形で手当を想定されてもいいかなという感じもしました。

そして、不快な業務云々につきましては、以前からこういった言葉が使われているから、今現在も使っているということです。

やはり不快という言葉を書きますと、例えば旅先で亡くなられた御遺族等が、この不快な業務というこのような区分だよ、なんてことは全然知るすべもないとは思いますが、やはり行政として、こういった仕事につきましては、この不快という言葉、例えば不足とか不慮とか一文字変えるだけで、もう少し柔らかみのあるそれらしい仕事だというようにも取りそうな感じもいたします。

よかったら、この不快という言葉を変えられる要素があるならば、また、当局として考えるところがあるならば、ぜひ言葉も変

議 長  
総務課長

えていただければと、このようにも感じる次第でございます。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの表現につきましては、私の先ほどの答弁が言葉足らずだったかもしれないですけれども、国の準則に則って書かさせていただいているものでございまして、本町において独特の表現をしているというものではございません。

また、金額につきましては、こちらの特殊勤務手当につきましては、先ほども言ったとおり、内容によって300円から3,000円という間で設定をされているものでございます。

また、今回の追加であげます災害応急作業等の手当については、1日500円というもので、内容によって金額が違うということで御理解をお願いをしたい。

この手当につきましては、基本的に給料が払われている中でのプラスアルファの手当でありますので、何もなしでこの500円だけが払われるということじゃなくて、基本的には給料があるということも御承知おきをいただきたい。

あと基本的に給与手当につきましては、他自治体との均衡を図る必要もございますので、近隣市町を見ながら設定をさせていただきます。

近隣市町が上げれば、本町としましても検討をして、上げるというようなことをさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

( 清 水 健 一 君 ) 清水でございます。

先ほどの佐藤議員の質問と同じこととなりますけれども、まず条例を見たときに、重大災害というものには、危険な業務ということを書いてあるのですが、その基準というのはどこにあるのか

ということ、それと、その基準に該当しているか該当していないかというのは、誰が決めるのかということ、それから、例えばその業務自体は該当していない業務だということで机上で決めて、それで現地に行ったら、実はすごく危険なところの調査だったとかということになれば、そのようなときの対応というのは、どのように危険というものを認めてあるのかということをお伺いします。

それから、先ほど言った500円については、基本的に300円から3,000円の間で特殊勤務手当がある中で、また、その日に勤務された人についてはプラス500円ということだと理解をしたので、それはオッケーでございます。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

今回の改正の特殊勤務手当につきまして、区分とすると危険な業務に従事する職員で、種類とすると災害応急作業等手当というような形になります。

この災害応急作業等手当につきましては、町内で発生した災害で業務したときも手当が出ますし、具体的に言いますと、令和6年1月1日発災のありました能登半島地震に派遣して業務をしたときにも、手当が出るというものでございます。

具体的にこの災害応急作業手当の災害の規模につきましては、現在、災害対策基本法第23条第1項、また第23条の2第1項にあります、県の災害対策本部又は町の災害対策本部が設置された場合の応急作業が対象というようなことで考えております。

業務の内容につきましては、今言いました災害対策本部が設置されて、その業務として応急作業をした場合には支出をさせていただくということでございます。

当初から実際に現場で判断をしまして、応急作業という手当に該当するかどうか判断しながら、支払いをしていきたいと考えております。以上です。

議 長  
総務課長

議長  
2番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清 水 健 一 君 ) 了解しました。

確認ですけども、そうすると災害対策本部が設置されるような災害だということと、とは言うものの、現場の中で判断をしていくということを今御答弁された。

そうすると、そういう現地のところに赴くときには、判断のできる人も同行していく、一緒に仕事をするのだらうけども、そういうことが常に行われるという解釈でよろしいでしょうか。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

災害が発生して応急作業でございますので、それが危険手当に該当するかどうか判断する職員が別途行くというようなことではなく、行った職員でもって判断をしていただくという形になるかと思えます。以上です。

議長  
2番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清 水 健 一 君 ) 了解しました。

そのときの現地で作業された人、それにあたった者の判断とか報告で支給されるという解釈でよろしいでしょうか。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私が先ほど現場で判断をするというようなこともあるというようなことで答弁をさせていただきましたけども、そちらについては訂正をさせていただきます。

災害対策本部が設置をされておりますので、災害対策本部が指示した業務に従事するということになりますので、その作業については、もう事前に指示のもとで作業しますので、災害応急作業手当というものが支給されるということでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 令和6年1月1日からこの対応するということですが、今回の能登半島地震で職員が派遣されたと思うのですが、これにあたる職員が何人ぐらい行かれたのか。

そこをお聞きします。

議長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

具体的に令和6年発生 of 能登半島地震でこの手当の対象になる職員は、実績として水道の業務で派遣をした8人、それから今後は水道の業務で4人の職員を予定をしているのと、あと保健師の派遣を予定しておりますので、そちらの職員にも手当を支給をするという予定でいます。以上です。

議長

(吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 病院から看護師が一人行かれたという職員は、対象にはならないですか。

議長

(吉筋恵治君) 平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。

こちらにつきましては、一般職の職員の特殊勤務手当の条例にあたりますので、病院の職員にこちらから手当をするという支給をするということとはございません。

今回の議案の第17号に、公立森町病院の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてというものがありますので、支給については、該当すれば病院がこちらの条例でもって支給をするという改正になっております。以上です。

議長

(吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎君) 8番、中根信一郎です。

参考にお伺いしますが、犬猫等死体の取扱作業の手当が1体につき300円ということで、現実的に家畜等の大きさが違うなども現

実あるかとは思いますが、分別がこれとは別の扱いになるのか、これと同じような扱いになるのか。

それだけお伺いします。

議長 (吉筋恵治君) 中根議員に申し上げますが、今回の条例の範囲の中に、その区分けは入っていない、この内容には含まれていないと思います。

他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第8号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) それでは、議案第8号機構改革に伴う整備に関する条例について、質問させていただきます。

内容を見ますと、森町防災会議条例、森町国民保護協議会、あまり聞き慣れないような会の名前がありますが、この中でこの国民保護協議会とはどういったものなのか。

そして、この協議会の構成員、構成員の任期、今まで会議等が開催された実績といったものをお聞きしたいと思います。

それと、課の増加に併せて委員を19人から20人以内に改めるということもお示されています。

こういったところを当局からお聞きしたいと思います。

議長 (吉筋恵治君) 佐藤議員に申し上げます。

この条例は機構に伴う関係の整備に対する条例でありますから、その内容そのものとは、この条例は関わっていないと思います。

この条例が制定された経緯であるとかそういったものなら質問

できるかなと思います。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤明孝君 ) それでは、委員の数を19人から20人に改めるということですが、これにつきましては、今までの人数でありましたならば19人以内という形だったのですが、これだったら足りなかったのか。

それとも、この増員に合わせて、ただ一人増やそうとしたのか。

この点についてだけお聞きしたいと思います。

議長  
防災監

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

( 小澤幸廣君 ) 防災監です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

委員の数についての御質問でございます。

まず、この経緯といたしましては、機構改革に伴いまして、令和6年度より町の総合センターの所管が、総務課から新設されます財政課に移行されるということから、指定避難所の管理に関わる所管課を新たに任命するにあたり、委員の人数の規定を改めるものでございます。

今まで19人ということございまして、これにつきましては、国民保護協議会委員が国民保護協議会条例に規定をされております。

どのような人員が国民保護協議会の委員になるということにつきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律というものがございます。

この第40条に、「その市町村協議会は会長及び委員をもって組織する。」ということで、その4項に、それぞれ区域を管轄する指定地方行政機関の職員であるとか、自衛隊に所属する者であるとか、市町村の属する都道府県の職員とか、このような規定がありますので、それに基づいて委員を選考しているということでございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 3番、佐藤明孝君。

3 番議員

( 佐藤明孝君 ) つまり、いわゆる諸外国等からの武力攻撃等に関して、それに対応するがための国民保護協議会であるよというような解釈でいいですよ。

その確認をお願いします。

議長  
防災監

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

( 小澤幸廣君 ) 防災監です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

この条例につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということでございまして、今、佐藤議員がおっしゃったとおり、外国からの武力攻撃、また、大規模テロに備えるための国民保護の対応ということで、この協議会が設立をされているということでございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第9号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川岸和花子君 ) 川岸です。

議案第9号ですけれども、こちらの条例の改正には、たくさんの介護事業者の種類が出てきております。

今、私が見た限りでは、16種類ぐらい出てきているのですけれども、この全種類の事業者が森町の事業者に当てはまっているのかということと、特に夜間対応型訪問介護事業者がおられるのかということをお思いますので、巡回随時対応型訪問の介護看護事業所、また夜間対応型訪問介護事業所というのが、具体的にどこに

なるのかということをお願いしたいこと。

それと、管理上に支障がない場合は、同一敷地内にある事業者も同様に業務に従事することができるということで、今まではこうなっていなかったということで、苦勞されているというか不便だったのだらうと思うのですが、これも森町の事業者で、この条例が改正されることで改善されるというか、便利になるということになるのでしょうか。

議 長  
福祉課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

まず1問目ですけれども、夜間の対応ができる場所というこの事業者についてですけれども、現在の森町の中では、夜間訪問については確認ができておりませんので、こちらについては対応がされていないと認識しております。

そして2問目の管理者の兼務に関する改正のところについて、敷地内のみから、他の施設についても支障がなければ、他の業務について兼務ができるようになる中で、これを活用できる事業者があるかというところですが、例えば愛光園さんなどについては、やはりいくつかの業務を持っておりますので、単に敷地内だけとなりますと、系列のところの人員が減ったとき等に兼務で行くことができなかつたり、中川にありますシルバーハウスさんですけれども、そちらも同一敷地内だけだと、どうしても手薄になったときに兼務ができないというようなところがありました。

この改正によりまして、管理者については、そういった関連の施設へ行くということができるようになりまして、大変業務効率が上がるということで確認ができております。以上です。

議 長  
5番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) この介護とか看護とかの事業所というのは、お年寄りの急変等もあるので大変なお仕事だなと思うのですが、協力医療機関というのはおそらく森町病院かと思います

が、森町病院の他に、他の病院で提携しているとかという医療機関があるのかという点。

それと、そういう急変があったときに、その方の応答、デジタルデータというか、そういう何か共有するソフトみたいなものが存在するのかお聞きします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 川岸議員。

条例の内容にその関係機関というか、病院とか、この改正内容に入っていないと思いますけど。

小澤福祉課長。

福祉課長

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

川岸議員の二番目の御質問にお答えいたします。

協力機関についてですが、今回の改正では、常時連携ができる協力機関について、いろいろな条件を定め、常に医療的なバックアップが取れるようにということで示されているところです。

この医療機関の種類につきまして、いくつの病院さんとか医療機関がこれに当てはまるかということについては、今のところこちらでは把握できておりません。

そして、いろいろな情報を共有できるソフトについてですが、県が設定しているシステムがございまして、それを共有できる範囲であれば情報の共有が可能かなと思います。そういった場合に福祉課にあります地域包括支援センターが、やはり活躍いたしまして、情報のハブ機能をさせていただいているかなと思っております。

そして、先ほどの御質問の中で、管理者が兼務することができる部分について、事務の効率化もありということで申し上げたのですが、今回の改正の趣旨のところでは、介護人材の不足が懸念されているところ、やはりその確保が一番の目的でこのような改正がされましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川岸和花子 君 ) 分かりやすくありがとうございます。

最後の質問ですけれども、身体的拘束についての措置についても触れられております。

世の中では虐待みたいな話も増えてきている中で、いろいろな意味も含めてこの条例の追加というものがあると思います。

また、これを見れば、介護される人も大変だなと、悪意がなくても、虐待と取られるような拘束をしなければならない状態というのは大変だなと想像するのですけれども、こういう規定があることで、きちんとその理由を残していく、努力する、そのように言い残していかなければならないという決まりの改正だと思います。

例えば森町でこういう身体的拘束で、何かトラブル等があったとかという報告が何かあるかどうか伺います。

議 長  
福祉課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

川岸議員の三番目の御質問にお答えいたします。

町内でこういった身体拘束に係るトラブルのようなものについては、今のところ把握はしておりません。

介護される側がやはり認知等があって、いろいろな処置等の命に関わるところが、例えばその器具等を抜いてしまったりとかいうことがありますので、その人の命を守るために、御家族等に御理解をいただきながらやることありますが、そういったことを経て、トラブルになったということは、今のところ把握しておりません。以上です。

議 長  
議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第10号「森町防災減災対策基金条例について」を議題とします。

本議案は、委員会付託する予定はございません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤明孝君 ) 議案第10号の減災対策基金条例について、確認の意味で質問させていただきます。

森町の防災減災対策基金を新たに設置するという事で、以前ありました緊急地震対策基金条例の廃止となっておりますけれども、この基金条例の廃止は、この基金としての残額が8万円ほどあったと思いますが、それは新しく設置される対策基金へ当然積み立てをされるのか。

また、この対策基金を新たに設置するというその背景については、どういった考えでこの新たな基金設置されるのか。

それをお聞きしたいと思います。

議長  
企画財政  
課長

( 吉筋恵治君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦君 ) 企画財政課長です。

ただいまの佐藤議員の一つ目の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、基金の残がございますので、それにつきましては、これは現行の基金というのを廃止をするということでございますので、それを新たな防災減災対策基金へ積み直すということで考えているというところでございます。以上です。

議長  
防災監

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

( 小澤幸廣君 ) 防災監です。

佐藤議員の二つ目の御質問にお答えします。

この条例の制定に至った経緯についての御質問でございます。

まず、昨年12月に浜松市中区に本店がございます「はましんリース株式会社」から、会社の創立40周年記念事業としまして、関係自治体の浜松市、湖西市、袋井市、掛川市、菊川市、森町の5市1町に対しまして、地域貢献において防災関係を目的とした寄付の申し出がございました。

議長  
防災監

森町につきましては50万円ということで寄附を受けるため、この基金条例の制定に至ったということでございます。以上です。

( 吉筋恵治君 ) 小澤防災監。

( 小澤幸廣君 ) 防災監です。

ただいまの答弁に不足がございましたので、追加して答弁をさせていただきます。

この森町防災減災対策基金条例の設置の前に、森町緊急地震対策基金条例というものがありまして、その廃止に至った経緯でございまして。

まず、この緊急地震対策基金条例というものにつきましては、巨大地震に備えた緊急地震津波対策交付金という県の補助金の制度が変更になりました。

元々補助金というものがありまして、それから交付金へと制度が変更になったときに、県から3年分が一括交付をされまして、一度基金に積み立てて地震対策事業に充当するという目的で、この緊急地震対策基金条例というのが設立されました。

この目的としましては、主に地震対策ということで設立された条例でございまして、今回、森町防災減災対策基金ということで、地震に限らず風水害等についても、他の災害についても、この対策の基金ということで設置をして、有効活用を図るために設置をするということでございます。以上です。

議長  
3番議員

( 吉筋恵治君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) 背景も、今お聞きいたしました。

名称は変わりましたが、新しく設置される対策基金にも、当然地震の対応についての関係も含んでいるということで解釈できましたから、これで結構です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

（ 午前10時30分 ～ 午前10時40分 休憩 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第11号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番議員 8 番、中根信一郎君。

（ 中根信一郎 君 ） 消防団の報酬に関して、団員が1,000円でラッパ手が1,200円から、両方とも2,000円に改めるということかと思えます。

ラッパ手は従来200円アップというような形で扱われていたものを、今度同一にするというような何か理由があるのかどうか。その辺をお伺いをしたいと思います。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 小澤防災監。

防 災 監 （ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

中根信一郎議員の御質問にお答えします。

今回の改正で、ラッパ手についての出動報酬が1,200円から2,000円と改正されることについての御質問でございます。

この今回の改正につきましては、災害以外の出動に関する報酬

ということでございます。

これにつきましては、今まで年額報酬であるとか、災害時の出勤報酬であるとか、消防団の処遇改善について、改正をさせていただいていただいているところでございます。

今回、災害以外の出動ということで、これについて消防庁からの通知によりますと、災害以外の出動については、市町村において、出動の対応や業務の負荷、活動時間等を勘案し定めるということございまして、一律に基準額いくらということではなく、それぞれの市町村において適正な金額を定めるということになっております。

その中で今回、ラップ手と団員訓練等を同じ同額とした経緯ということございしますが、内容については、ほぼ倍額に増額ということで、それぞれここは内容的に差をつけずに、検討の結果、増額をするということで、この金額に定めさせていただいたということでございます。以上です。

議 長  
8 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 8 番、中根信一郎君。

( 中根信一郎 君 ) 森町で統一した報酬ということかと思えます。

ラップ手については、本団付けと申しますか、本部の団員という扱いに今までなっていたかと思えます。

今回、報酬は同じになったとはいえ、そういった扱いは、従来どおりということなのか。

また、実際の報酬の支払いについては、本団からラップ手の場合、個人に支払われていくのか。

それとも分団に支払いというか、部に入る場合もあるかもしれませんが、その辺どういう形で取り扱いをしていくのかお伺いをします。

議 長  
防 災 監

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤防災監。

( 小 澤 幸 廣 君 ) 防災監です。

中根信一郎議員の御質問にお答えします。

このラップ手についての扱いと支払いについてでございます。  
場所については、本団扱いということで今までと変わりはございません。

報酬の支払いについてですが、先ほど申しました年額報酬又は災害時の出動報酬につきましては、個人払いということで改正をさせていただいているところでございますが、今回は災害以外の出動についても、この改正に伴いまして、個人払いということで、個人の口座へ支払うということにさせていただきます。

これにより、消防団の出動報酬につきましては、全て個人に支払われるということになります。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) こちらの条例は、森町消防団の女性消防団員にも適用されるかどうか確認します。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤防災監。

防 災 監

( 小 澤 幸 廣 君 ) 川岸議員の御質問にお答えします。

女性消防団員にこの報酬が適用されるかということでございますが、女性消防団員につきましては、令和6年度から新たに新設し、活動していただくということになっております。

女性消防団員につきましても、当然同じ金額で支払われるということでございます。

女性消防団員でございますが、今、中身を検討しているところでございます。

今後、また新しくどうするかということも考えているところでございますが、今のところは分団に所属ということでございます。

活動については、本部付けということで主にはSNSであったり、インスタグラムであったり、消防団の活動についての消防団のPRということの活動をまずはしていただくということです。

内容的には、また今後話し合われていくと思いますが、スタートは当面そのような内容ということでございます。

金額については、他の団員と同じ金額でということでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第12号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

( 清 水 健 一 君 ) 清水でございます。

今回の条例改定で、今までの9階層から13階層にするということを説明いただきました。

そして、自分の知識がまだ低いのかもしれませんが、まだ理解できないところがあるので、現状に合わせた条例改定とは思いますが、背景も含めてもう一度説明いただけませんか。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

福祉課長

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

今回は、3年に一度行われる国の報酬改定に合わせて、国でもこの保険料の設定について、新たな段階の細分化を示してまいりましたので、それに基づいて、国の規定に基づいた改正をさせていただきますというところでございます。

今回、今まで9段階だったものが13段階になるというところについては、大変所得が低く御負担の厳しい人には、更に負担の軽減措置がされ、所得が多くて御負担をもう少しお願いできるような人については、最終的に9段階のところを皆さんが集まっていたところ、それぞれの所得に応じた段階を設定させていただき、広く負担をお願いするという形になっております。

全員協議会でも御説明させていただいた内容ではございますが、介護保険の保険料につきましては、予算につきましては、1号被保険者からいただく保険料だけで賄っているわけではなく、広く全ての世代の皆さんからの御負担をいただきながら、運営がされているところでございます。

その中で、国が示しているこの9段階から13段階への変更、併せて基準額からそれぞれの段階別に乗じる割合についても、国の基準に沿って設定をさせていただいております。

それに基づく変更が、今回の条例の改正になります。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) その9段階から13段階に増やされることで、全体の収入見込みが減るとか上がるとかということはないのでしょうか。

特に低い所得の人は、軽減措置として公費が入るところがありますので、そういうところがどうなのかなと思いました。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

福祉課長

( 小 澤 貴 代 美 君 ) 福祉課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回、徴収の段階を9段階から13段階に増やした中で、低くなる人もいらっしゃるが多くなる人もいらっしゃいます。

また、この対象となる1号の被保険者の人口が増えるということもございまして、それぞれの負担割合に応じていただける国や県の負担のものもございまして。

その中にはありますが、保険料については、人口が増えるということも一端として、今回は増額が見込まれるとは見ておりません。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) この介護保険の事業の3年を一括りとして、これから第9期が始まるわけですけれども、その事業予定の

説明の中で、介護保険給付準備基金の取崩しが80,000千円も含めての予定だったのですけれども、この介護保険給付準備基金というのは、今までの第8期の貯まったものなのか。

それとも、これからの3年間で基金として積み立てていって、およそ80,000千円だろうというところなのか、この全体の仕組みとして、どのような位置づけなのかをお伺いします。

議長  
福祉課長

( 吉筋恵治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) ただいまの川岸議員の二番目の御質問にお答えいたします。

介護保険事業そのものが限定的な財源をもとに運営しておりますので、こういった基金を設定しているわけではございません。

この基金でございますが、第8期だけのものではなく、ここまで積み立ててきたものの中から、今回の保険料の改定にあたり、皆さんに等しく御負担をお願いする中で、検討の結果、取り崩しを80,000千円と決定をさせていただいたところです。以上です。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) この令和6年4月1日からということで、この基準額というか、保険料が確定する基準になるときは、やはり7月1日とかそういう基準で決まっていくのでしょうか。

議長  
福祉課長

( 吉筋恵治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 川岸議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の当初は、暫定的に仮に算定をさせていただいたものから決定をさせていただき、後に所得税等が確定したところで、その調整をさせていただいて、徴収をかけさせていただくような運びになっております。以上です。

議長

( 吉筋恵治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第10、議案第13号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

( 平川 勇 君 ) 平川です。

この改正案を見ますと、子育て世代に対して収入、年齢の改正がありまして、非常に町営住宅に入居しやすくなったなということで、非常にいいなと思うのですが、精神障害者の裁量階層の範囲を見直すという項目があります。

裁量階層というと、大体六つに分かれていて、高齢者、障害者、子育て世代、いろいろあるのですが、障害者のところで、身体障害者を除いて精神障害だけに限定しているのですが、精神障害者の裁量には、精神障害者の中に1級、2級、また知的障害とあるのですが、この範囲を見直すというのはどういうことでしょうか。説明をお願いします。

議 長  
定住推進  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 森下定住推進課長。

( 森 下 友 幸 君 ) 定住推進課長です。

平川議員の御質問にお答えします。

今回の改正で、裁量階層、入居の基準で収入基準が緩和される対象としまして、精神障害者のところを改正することになっています。

今回の改正は、従前は精神障害1級又は2級だけが対象だったのですけれども、福祉課に話をしまして、なぜ3級が抜けているのかということで、今まで3級を抜かしていたわけですが、1級、2級、3級で3級の人を異なわせる理由はあるのかということを確認しましたところ、3級の人も1級、2級と同等に配慮したほうがいいのではないかという御意見をいただきましたものですから、今回、3級も含めて裁量階層とするものであります。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 4番、平川勇君。

4 番議員 ( 平川 勇 君 ) 2 級、3 級の違いがどこにあるか、ちょっと僕分かりませんが、この知的障害というのは、また別ということになるのですか。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 森下定住推進課長。

定住推進 ( 森下 友幸 君 ) 定住推進課長です。

課長 平川議員の御質問にお答えします。

今まで障害者で裁量階層として見なしていた人というのが、身体障害の 1 級から 4 級までの人、それから精神障害の 1 級及び 2 級、それから知的障害で精神障害の 1 級又は 2 級に相当する人を対象としておりました。

ですので今回、精神障害 1 級から 3 級までと裁量階層を拡大しますものですから、知的障害につきましても、それに伴って拡大するということでもあります。以上です。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 他に質疑はありますか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員 ( 増田 恭子 君 ) 増田です。

この改正内容として、子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要があるものというものがだいぶ緩和をされるので、入居者選考の際に優先してそこに対象になるという人が増えてくるということの改正だと思います。

この条例改正の中の今までとは違う入居資格というところに対して、特に 18 歳に達する年度の子供まで対象とするというものがあります。

このことの条例が改正されたということの町民への周知は、どのぐらいの段階で皆さんにお知らせをすることができるのかをお伺いしたいと思います。

議長 ( 吉筋 恵治 君 ) 森下定住推進課長。

定住推進 ( 森下 友幸 君 ) 定住推進課長です。

課長 増田議員の御質問にお答えします。

今回の改正案で、今までは小学生がいる家庭から、18 歳までの

子供がいる家庭まで裁量階層にするということですが、現在、3月募集という定期の募集を行っておりますが、これは従前の基準で募集をしております。

次回、6月募集を予定しております。

その際には、裁量階層が広がって子育て世代にも広く入居の機会が広がるということを、広報していきたいと思っております。

実際にはホームページ、回覧等で町民に告知していきたいと考えております。以上です。

議 長  
1 番 議 員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増 田 恭 子 君 ) あと一点お聞きしたいのですけれども、6月募集からということでしたので、そのときからもし応募する人が増えた場合、今現在の町営住宅の入居の状況によって、入居される人の件数が変わってくると思うのですけれども、今現在の入居者数というか、町営住宅の空き具合というのがどんな感じなのかを教えてくださいたいと思っております。

議 長  
定 住 推 進  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 森下定住推進課長。

( 森 下 友 幸 君 ) 定住推進課長です。

増田議員の御質問にお答えします。

現在の町営住宅の入居状況について、御説明申し上げます。

町内6団地121戸を管理しておりますが、そのうち現在の入居が96戸ということです。

去年に比べてマイナス5戸ということで、若干入居率の下がっております。

あと政策空き家ということで、募集予定しているところが4戸あったりとか、災害の関係で一時入居されている人が、今2戸あります。

そういったものを考慮しまして計算しますと、実質の入居率が現在83.5パーセントということで、若干空きがあります。

ですので積極的に裁量階層を広げて、子育て世帯対象に募集を行っても、当面、町営住宅の供給に不足するということはないと

考えております。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第11、議案第14号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び日程第12、議案第15号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 今回、厚生労働省から国土交通省ということですが、安全安心というところで、水質の検査とかそういったものを、当然今と同じようにされると思いますが、国土交通省で大丈夫なのかという気もするのですがどうでしょう。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木上下水道課長。

上下水道

( 鈴 木 孝 佳 君 ) 上下水道課長です。

課 長

西田議員の御質問についてお答えをします。

水質検査について、厚生労働省から国交省に変えておいて大丈夫かということの御質問かと思えますけれども、水質検査につきましては、厚生労働省から環境省に移管することとなっております。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第13、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第14、議案第17号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤明孝君 ) それではまず、議案第17号からお願いいたします。

こちらについて、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ということで記載されております。

これにつきましては、議案第7号と同じ特殊勤務という内容と取れますけれども、この公立病院職員の場合について、こういった特殊勤務に対応する職員は、どこの部署に所属している職員か。

まずそこからお聞きしたいと思います。

議長  
病院  
事務局長

( 吉筋恵治君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之君 ) 病院事務局長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

派遣される職員はどこに所属している職員かという御質問でございますが、部署というよりもどちらかといいますと職種、今回の改正が、診療若しくは看護又は患者に接する業務ということで、その業務に従事した職員ということになりますので、部署によるというよりも、そういった業務に従事するというので、医師あるいは看護師、それからリハビリの職員とか、そういった災害現場で避難者、それから病院に派遣される場合は、患者さんに接して治療や診療等の業務を行う、また看護を行うといった職員が対象になってまいります。以上でございます。

議長  
3番議員

( 吉筋恵治君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) これにつきましては、やはり議案第7号とちょっと被るような内容かもしれませんが、お医者さんとか看護師さん等が、これは現場に出向いて業務に従事する若しくは現場で判断して、必要ならば病院まで搬送するといった判断は、現場に出向かれたその対応をするそれらの職種の職員が行うという解

釈でよろしいでしょうか。

議 長  
病 院  
事務局長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

今回、既に1月1日の北陸での地震に際しまして、災害支援ナースとして一人、1月に5日間の派遣をしておりますが、そのタイミングによって、やる業務というのはもちろん変わってくるわけでございます。

当初は避難所において患者さんの健康管理を行うとか、それが段階を追って、例えば仮設住宅になれば、仮設住宅において健康管理を行うとか、その業務が変わってくるわけでございます。

そういった場合において、現地におきましては、通常、日本医師会、あるいは日本看護協会等から派遣された現地の責任者がおりますので、その職員の指示に従って、現場での対応を行うということになってまいります。以上でございます。

議 長  
3 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

( 佐 藤 明 孝 君 ) それでは、最後になります。日額500円の支給と書いてございます。

先ほど議案第7号につきましても、300円から3,000円の範囲内ということで、業務の内容によって金額は異なるという御答弁でした。

この病院関係のこの特殊勤務という内容につきましても、同様な考えでよろしいのか。

それとも、別の定めがあるのか。それを最後にお聞きしたいと思います。

議 長  
病 院  
事務局長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

佐藤議員が申されましたように、先ほど議案第7号におきまして、森町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に

ついて、上程がされました。

そことの整合を図るということで、今回、役場総務課と協議を行いまして、職種の違いはあるわけではございますが、目的としましては、災害が発生した地域、または災害の発生のおそれのある箇所での業務ということで、一般職の職員と同様の応急作業等の従事という考え方にに基づきまして、同額の500円の支給と、職員の差がないような形で支給するという形で、今回改正をするものでございます。

金額につきましては、先ほど総務課長からも答弁ありましたように、袋井市、あるいは掛川市、磐田市等の近隣の市町の状況も勘案しながら、500円という金額にしたところでございます。

ただ、医療従事者につきましては、先ほども申し上げましたように、医療従事者の派遣については、先ほど言った医師、看護師等の派遣を主に想定をしておりますが、そういった職種につきましては、日本医師会、あるいは日本看護協会から災害が発生した時点で、すぐにその協会等を通しまして、各病院に対して職員が派遣できるかということで、直ちに要請がまいります。

そういった場合におきましては、国、あるいは県から協会に対しまして、派遣に対する助成金みたいなものが出まして、それを派遣された職員に報酬、旅費、あるいは宿泊費等を支払うという形が、ほぼそういう状況になっておりますので、今回の500円の支給の条例改正はありますが、ほぼそういった形での派遣ということを考えております。以上でございます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) 議案第16号と17号に関わることですけれども、この職員の給与に関する条例で、今まで3級だった室長、副診療技術部長、科長、看護師長を4級にして、これは管理職へ格上げということで4級にし、特殊勤務手当では、病院に従事した場合は4,000円というのをなくして、副科長、副室長、係長に3,

議 長  
病 院  
事務局長

000円ということですのでけれども、この組織体制の強化のためということですが、こういう改正に至った経緯というか、どういう理由でこうしようと思ったのか教えてください。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの改正の理由としましては、今年度、経営強化プランを策定中でございますが、そういったものを策定する中で、現状として病院の経営を取り巻く状況というのは、職員の処遇待遇改善であったり、それによる給与費、それから光熱水費や業務委託料等の経費の増加があつて、さらに収入面でも、今年、診療報酬の改定がございますが、そういった改定でも改正の内容が抑制されているという中で、病院の経営がますます厳しくなるということが、予測をされております。

当院が今後も地域で必要な医療を持続的に継続していくには、医師、看護師など必要な人材を確保して、病院機能を維持して経営の安定化をさせる必要がございます。

そういった取組の一つとしまして、今回、病院内の組織の強化をし、各部署間の連携、情報共有を推進するということでございます。

内容としまして、タスクシェアやタスクシフトなどの業務の効率化により、業務負担の軽減や時間外勤務の削減など働き方改革を推進し、各部署の適切な管理運営を行っていくということの目的でございます。

また、安定的に必要な人材を確保していくためには、各部署でのハラスメント防止や施設設備の適切な改修、それから職場での働きやすい良好な勤務環境の構築、それから適切な人事評価や教育・育成による部署の管理ということなどが求められており、部署長の役割がますます重要となっております。

そういったことからマネジメント業務の負担も大きくなります

ので、現在も自主的に部署内の業務管理は行っているわけではございませんけども、各部署の職員の指導的な立場として、今回、管理職として位置づけをするということで、各職員につきましては、その管理職としての責任と自覚を持って取り組んでいただきたいということで、今回改正をするものでございます。以上でございます。

議長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前 1 1 時 2 0 分 ～ 午前 1 1 時 2 5 分 休憩 )

議長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員 ( 川 岸 和 花 子 君 ) 先ほど経営強化プランの中での改善ということで、管理職として格上げする職員を作って、その下に副科長、副室長という人を置いて、その意識を変えていこうということだと思っておりますけれども、今までと変わるということで、その職務が変わっていくのか、ちょっと具体的なことがわかれば、副科長、科長、室長とかの職務を私もわかりきっておりませんが、副科長を置くことでどう変わっていくのかお聞きします。

議長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

病院 ( 朝 比 奈 直 之 君 ) 病院事務局長です。

事務局長 ただいまの川岸議員の再質問にお答えいたします。

職務を置くことによって、どのように状況が変わっていくかということかと思われま。

現在も科長、あるいは看護師長といった職はありまして、その職は業務として行っているわけですが、今までは管理職という業務ももちろんそうですが、どちらかというと、医療従事者としての職務に重点を置いて業務を行っていた、看護師あるいは技師としての業務を重点に行っていたと思いますが、そのウェイトを職場内の管理、マネジメントに重点を置いていただくという方向で考えております。

さらに、副看護師長は現在もおりますので、新たに副科長、副

室長の職務を設ける理由、どのようなことをやってもらうかということですが、今までも各部署の長が、研修とか病気休暇で長期不在になるということが多々ありました。

また、近年ではコロナウイルスやインフルエンザの感染によって、部署長が1週間程度不在になるというような状況も多くあったわけでございます。

そういった場合の院内の業務の調整であったりというところが、滞るといった状況も見受けられました。

今後はそのような状況、休暇等の部署長が不在という状況が発生した場合でも、全ての部署でその部署長、管理職を補佐し、その職務を代理する職員を明確にするといったことによりまして、トラブルなど緊急対応が必要な状況に、そのサービスにあたる人が円滑に業務への対応できるようにということで、今回、新たに職を追加し、組織体制を整備するものでございます。以上でございます。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

2 番、清水健一君。

2 番議員

( 清 水 健 一 君 ) 清水でございます。

同じく議案第17号から質問をさせていただきます。

まずこの500円というのは、危険手当と考えて良いのかということ。

それから二つ目に、新旧対照表を見ると、職場名、職場内でその役職名がなくなった人は、多分管理職に昇格されたので対象外になったということだと思いますが、その判断、感覚でいいのでしょうかということ。

あと令和6年1月1日から適用するということになっていきます。

現段階でまだこれに載っている人たちは貰っているわけで、例えば昇格されて、これが承認されて正式に決まったとなったときに、例えば貰った分については、どうやって返却をされるのか。

議 長  
病 院  
事務局長

そして管理職になったということは、金額が増えるのだけれども、その辺が分からないので教えてください。

もし僕の聞き方が間違っていたら訂正してください。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えをいたします。

一点目の災害応急作業手当等の手当について、その危険な箇所にとというのは、どのようなところを想定するかという御質問でよろしいでしょうか。

危険手当という読み替えよりも、どちらかといいますと、人事院規則でもありますような、人命や財産に影響を及ぼすことを防止するための緊急避難措置ということを目的とした派遣ということで考えております。

二点目の特殊勤務手当がなくなるということで、それは管理職手当の支給が移行するということによろしいかという御質問かと思われます。

先ほど申し上げました4級に位置する職員につきましては、今まで特殊勤務手当の病院勤務手当、役職加算ということで4,000円が支給されておりましたが、今回、4級職については、管理職という扱いにしますので、管理職手当を支給していくということから、この4,000円を支給してしまいませと役職の二重支給という扱いになりますので、4,000円のところは削除して、管理職手当を支給していくということでございます。

それからもう一点の、1月1日から遡及適用するといった場合の差額はという御質問かと思えます。

この災害応急作業等手当につきましては、1月1日から適用するというところでございまして、その他のこの役職手当の改正につきましては、4月1日から改正を行って、新年度から支給していくということでございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 2番、清水健一君。

2番議員

( 清水健一 君 ) すみません、そうでしたね。

もう1回聞きたいところで、僕は危険手当と考えてよいかというのは、その災害応急作業手当というものに関して、今回、500円を支給しますということに関して、これが危険手当というような形になるのかというのは、そうではないということではないのですか。

議長  
病院  
事務局長

( 吉筋恵治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

ただいまの清水議員の再質問にお答えいたします。

危険ということではなくて、災害地での応急的な作業への従事ということで考えておきまして、その状況によっては、もちろん地震発生時当初、余震等で危険な状況とかということは考えられることとは思いますが、目的としましては、災害地での応急的な復興支援への作業等を行うということで考えております。以上でございます。

議長  
2番議員

( 吉筋恵治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清水健一 君 ) 今、災害と言われましたが、僕はこの前のコロナも災害ではなかったかなと思っています。

全国的に公益財団法人の日本看護師協会というところが、コロナ時の危険手当みたいなものがあつたのか、なかったかというようなデータも出ておりました。

ラスパイレス指数と言いますか、要するにそういうものに比べれば、森町だけが特化してたくさんそうしてやりたいとは思わないと思うので、これは仕方ないところがあるかもしれませんが、将来的に考えて、危険に関することであれば、例えばそういうウイルスとかそういう目に見えないものたちに対抗するのは、僕は危険ではないのかなと思いますので、またゆくゆく考えて、今回はこれでいいと思いますけども、継続して考えていただくようにしてもらえませんか。

議長

( 吉筋恵治 君 ) それは質問ですか要望ですか。

2 番議員 ( 清水健一 君 ) 考えていきますかということで、質問で  
お願いします。

議長 ( 吉筋恵治 君 ) 朝比奈病院事務局長。  
病院 ( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。  
事務局長 ただいまの清水議員の再質問にお答えいたします。  
コロナの発生時につきましては、特殊勤務手当の中に、防疫作  
業手当ということで手当をつけておりました。

国もそうですが、コロナに関して、5類に移行した段階でその  
手当の支給がなくなったということで、既にその手当については  
削除されているということでございます。

今後、同様に国で例えば感染症業務のように大変な業務という  
ようなことで、国でそういった指定がされるようであれば、新た  
に防疫作業手当という形で手当を支給していくということになる  
と思いますので、その状況に応じて、また検討してまいりたいと  
考えております。以上でございます。

議長 ( 吉筋恵治 君 ) 他に質疑はありますか。  
議長 ( 発言する者なし )  
議長 ( 吉筋恵治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第15、議案第18号「令和5年度森町一般会計補正予算(第  
12号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。  
質疑・討論・採決を一連で行います。  
これから質疑を行います。  
質疑はありますか。  
5番、川岸和花子君。

5 番議員 ( 川岸和花子 君 ) 川岸です。  
森町一般会計補正予算(第12号)の説明書の歳出の11・12ペー  
ジ、3款1項1目、社会福祉総務費の障害児支援事業が、実績に  
基づき13,000千円増えたということ、また、自立支援給付費も9,  
460千円増えたということで、ちょっと増えているなと思ったの

で、その増加の内容をお聞きします。

そして、同じページの3款2項1目、児童福祉総務費の森っ子お助け隊事業は、当初予算のときに非常に良い制度だなと思ったのですが、実際はそんなに使わずになった。

例えば自分が病気とかで動けないときに、確かに誰かに家の中に入れてもらってがつがつやられると辛いなという精神的なこともあるのかなと思って、その実績とその理由、また、令和6年度も予算についておりますので、それ以降の工夫する点とか、どうしていこうと考えておられるのかをお聞きします。

まず、その二点お願いします。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

川岸議員のまず一点目の民生費、3款1項1目、社会福祉総務費での扶助費にかかる増額について、お答えさせていただきます。

ここで補正による増額をお願いしているものが、0005心身障害児者福祉費の扶助費として、障害児支援事業で13,000千円になります。

そして、0006自立支援給付費の扶助費のうち、障害福祉サービス費等給付事業で6,600千円、補装具費給付費で2,860千円の増額をお願いしているところでございます。

まず、0005心身障害児者福祉費の扶助費、障害児支援事業の13,000千円の増額のお願いについてですが、こちらにつきましては、実績に基づき、年間見込み額に対し、不足額を計上させていただいているところです。

不足の見込みの内訳といたしましては、まず相対的に当初の見込みより放課後等デイサービスの利用児が、当初の見込みから4人ほど増えまして、現在、60人の利用があります。

さらに、この放課後等デイサービスの利用日数が、利用する児童によってまちまちではございますが、多くの児童が月内の日数が数日増えているということで、総じて増額になっております。

議 長  
福祉課長

さらに、当初見込めなかった新規利用のケースがございました。

そのうちの 하나가、児童発達支援の中で、民間の児童発達支援を利用する児童が12月からあったこと、それから先ほども申しあげましたが、放課後等デイサービスの利用も一人増加でございました。

こういったことから、当初見込めなかった放課後等デイサービスの利用児の増加及び内容の利用料の増加では1,190万円ほど不足が生じております。

新規に民間の児童発達支援を利用する児童にかかる費用としましては71万7,000円。

それから、放課後等デイサービスを使う児童の利用料につきましては、38万3,000円ほど増額が見込まれております。

以上の内訳で、合計で不足分の13,000千円の増額をお願いしているところです。

続きまして、0006自立支援給付費のうち、扶助費の障害福祉サービス費等給付事業の6,600千円についてでございます。

まず、当初見込みよりも、利用サービスの中で生活介護、それから短期入所、施設入所といった看護者の就労の理由とか、高齢化により家庭での対応が難しくなってきた中で、サービス利用のニーズが高まった部分がございます。

その部分が576万円。

それから、当初見込めなかった新規の利用についてですが、就労継続支援A型を利用される人が、一人いらっしゃいました。

この人についての利用料が30万円ほど、それからグループホーム等の利用がございました。

あわせてこの人は、就労継続支援B型の利用もされておりますが、こちらの利用についての増額が54万円ほど見込まれております。これらを合わせて、6,600千円の増額をお願いするものです。

最後に補装具費の給付費でございます。

こちらにつきましては、なかなか補装具費の見込みを立てるの

は難しいところがございますが、当初見込んでいた他に高額のものがございます。

それらを含めて、現在、支給決定をし、おそらく補装具が障害者のお手元に届き、これからお支払いする分としての不足分が127万4,000円。

そして、現在まだ請求を受ける段階にはございませんが、支給の決定を御本人に出させていただいているものがありまして、これについては、請求が来れば支払いをしなければいけないというものです。

これについては158万5,000円ほどありますので、合わせて2,860千円という形になっております。以上です。

議 長  
健康こども  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

川岸議員の二点目の御質問にお答えいたします。

11・12ページ、3款2項1目の森っ子お助け隊事業についてです。

これにつきましては、今年度新規事業ということで予算を上げておりましたけども、当初、社会福祉協議会所属の生活支援ボランティア、これは有償ボランティアですけども、依頼をする計画でございました。

ただ、業務のすり合わせをする中で、人員不足、それから業務内容の了解が得られないということから、この森っ子お助け隊の訪問支援員の確保が困難となって、業務の依頼ができなかったということです。

そのことから、訪問支援の報奨金として7,260千円、それから旅費、保険料が不要となりまして、全体で7,916千円の減額をするものでございます。

実際にはこの森っ子お助け隊の事業でございますけども、今年度そういう委託という形ができなかったので、町の職員、主に子ども家庭支援員による家庭訪問を実施しております。

当初、31世帯ほどを見込んでおりましたが、対象世帯の精査をして、必要と判断しました15世帯のうち、同意が得られた5世帯へ訪問を実施しております。

1月末までの実績としましては、5世帯、延べ33回実施しております。

その内訳としましては、生活保護世帯が1世帯、それから要保護世帯と言って、いろいろな多子世帯であったりとか、家事が不十分な世帯であったりとかというところの4世帯の訪問をしております。

それから、来年度の令和6年度の工夫点ということでございますけども、また当初予算で御質問があれば説明させていただきますが、今のところ民間の福祉事業所等に委託を予定しているということで計画をしております。以上です。

議 長  
5 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 障害児支援、扶助費はわかりました。

今の森っ子お助け隊ですけれども、印象としては対象15件中5件ということで、回数も何回も行っていただいているのですが、15件のうち5件しかというところであれですけれども、あとの10件は受け入れてくれなかったということですのでけれども、そこら辺の心境とか、何かその理由とかがあるのでしょうか。

議 長  
健康こども  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

実際に15世帯のうち、同意が得られなかったのが10世帯となりますけども、こちら側が必要と判断しても、実際のその御家庭のお母さんだったりお父さんだったりとか御家族は、それほど問題と思っていない家庭がほとんどでございます。

この生活の中で暮らしていくところで、何かこう自分たちの中で問題があるとか、子育てに対して悩みがあるとかというところが、なかなかこちら側の思いと向こう側の思いが違っているとこ

ろがほとんどでして、そうなるとやはりこちらが訪問すると言っても拒否をされるということが多くて、今回、なかなか同意が得られなかったということになります。

ただ、そうは言っても、そのままにしておくわけにはいきませんので、家庭訪問はしなくとも、電話連絡であったりとか、例えば小学校や幼稚園、保育園からの情報提供をいただいて、その中でどのような支援が必要かということについて検討して、何かしらの対策をしていきたいと考えております。以上です。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 森っ子お助け隊に関しては、一番困っている生活保護の家庭にも届いたということで、本当に細かいことになるとは思いますが、継続していただきたいという思いがあります。

次の事業に関して質問いたします。

15・16ページ、7款1項1目、商工総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の中小企業等燃料費光熱水費高騰対策支援金です。

これは上限10万円ということで、月10万円以上高騰している場合に支給ということだったのですが、今回マイナス7,538千円ということで、実績がそに上がっていないのではないかという印象で、この設定は適切であったのかという、そこの所見をお伺いします。

議長  
産業課長

( 吉筋恵治 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

7款1項1目、中小企業等燃料費光熱水費高騰対策支援金に係る御質問でございます。

まずその実績といたしまして、支援金を出した事業所数は、26事業所で2,462万円でございます。その差額の7,538千円の減額という減額の補正予算になっております。

それで、お尋ねの件でございます。

申請状況等を見ながら、私達もいろいろなヒアリングをしたり、業者に話をしたりしています。

今回の支援金については、昨年度も同様な支援をさせていただいております。

昨年度の実績もそこまで伸びていないのですが、それを踏まえて、今回は昨年度が3か月だったものを4か月に延ばしています。

また、今回につきましては、水道代についても認めるということで整理させていただいております。

申請が少し煩雑な部分があったものですから、電気料等の見方をちょっと簡易的にしたり、申請がしやすいような工夫もさせていただいております。

その結果、こういう形になっているわけでございます。

そこら辺をそれぞれ個別に聞き取りをしたり、例えば他の市町の調査をしたりさせていただいております。

その理由とすると、それぞれ知らないのではないかとということもございますが、周知に関しては町のホームページ、広報もりまち、町内回覧、ちょっとメールなどで行っている。

ちょっとメールは6回、12月の申請月、最終の申請の締切りについては、量を増やして4回。

LINEメッセージの配信につきましても7回で、12月は4回行っております。

同報無線におきましても、17回行っているということとともに、商工会の協力を得て、ダイレクトメールというものも、486事業所に対して発送させていただいております。

そういった中で、こういった申請になったということで、いろいろ聞き取りを行っております。

当然私どもの中で、中小企業さんが燃料等の使い方とかそういったものに関して、やはりそれぞれでありますので、どういった企業がどういう傾向にあるのかというのを、全体を掴むのはなか

なか難しいわけでございます。

そういった中で、令和5年度の電気代についてですけども、これは私どもアクティ等も持っておりますので、その動向を直接調べることができますし、そういった面で電気料に関して国の施策が効いてる部分がありまして、当然業種にもよるのですが、令和3年に比べて、比較の部分について事業を行っているわけでございますが、令和5年度の高騰は、令和3年に対する令和4年度よりも、そこまですごく高騰しているわけではないという事情が一つございます。

あとはやはり実際にどこまで経営が困っているかは、なかなか把握しづらいのですが、そのことと、あとは事業者の独自の努力で、それへの対応を行っているといった背景もあるのかなとは思ってはおります。

なので特に電気代の燃料費等の物価高騰の影響が、やはり国の施策が効いている部分もあって、令和4年度よりはなかったのかなというところがあります。

要は令和4年度のときは対象だったけども、令和5年度のときは対象になっていないとかという事業者も実際にございました。

他市町もスキームは違うのですが、目的は一緒に高騰対策支援金ということで対策を打っておりまして、それぞれ聞き取りを行っているわけでございます。

例えば袋井市に関しては、やはり袋井市についても、聞いた時点が1月、2月でございますので、それからも増えてはいるかもしれないですが、想定件数に対して1割も来ていないとか、浜松市に関しても、想定件数に対して6分の1ぐらいしか来ていない。やはりどこの市町に聞きましても、出足は非常に悪いよということでございます。

あとは額について、10万円がちょっと少ないので、みんなちょっと面倒な部分もあって止めているのじゃないかというところも調べさせていただきましたが、スキームが違うので単純には比べ

られないのですが、例えば同じ電気代で、森町の中のある業者をピックアップして、その業者が袋井市、浜松市で申請したらどの程度の補助金がもらえるのかという比較もさせていただいております。

それについても、袋井市、浜松市とも、私どもの10万円よりもかなり少ない額で、袋井市だと2万弱とか、浜松市では3万円ぐらいなので、その10万円に対して、その10万円が魅力的ではないかということ、当然そこは企業さんによってその事業規模、財政規模によって違うので、いやそのぐらいいいよという企業さんもあるかもしれませんが、そこは当然わからない話であります、自治体として打つ支援額とすると、他市町と比較しても、やっぱり引けを取らないとか、そんな少ない額ではなく、どちらかというと多い額という結果でございました。

なかなか御案内のようにどういったところでどう困っていて、そこにそれぞれの企業に個別にこのくらい困った分って支援ができればいいのですが、そういったスキームは業種が多種でありますので、なかなかそこは限界があるのかなと、当時そういった意味では、今回こういうスキームを作らせていただいて、結果を見ると、やはり根本の電気代とか、そういった部分で国として支援をするというのは、ある意味その効果があるのかなとは考えたところでございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 0時02分 ~ 午後 1時10分 休憩 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

( 平 川 勇 君 ) 平川です。

16ページ、7款1項3目、観光費ということで、遠州の小京都推進費、歴史的文化建築物利活用プロデュース業務委託料ということで17,050千円。

これは事業中止になったよということですが、令和5年度では20,350千円のプロデュース業務委託料がありまして、相殺しますと330万円という金額が出てくるわけですが、この330万円はもったいないと思いますが、この330万円の成果品、まずどのような形で生産されて、どのような成果物が出てきたのか御説明願います。

議長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

平川議員の御質問にお答えいたします。

15・16ページ、7款1項3目、観光費の中の歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料に係る質問でございます。

どのような成果が出てきたのか、今御発言があったとおり、精算ということで330万円の支払いをして、その差額分につきまして減額をさせていただいております。

まず、その中で20,350千円のうち、どのような経費を見込んでいたかということでございます。

そのうちのプロデュース経費ということでございまして、それが約1,500万円ということで予定をしておりました。

その中で具体的にどういったことをやっていただいたかと申し上げますと、契約をして、5月からプロデュース業務等を開始しております。

そういった中で、現況図の作成のための現地調査であるとか、改修の設計、また、どう改修していくかと言ったことについての打ち合わせを何回もやっております。

現場についても、現況図作成、後はどのように検討するかということで、現場にも出向いて一緒に入って、いろいろな検討をさせていただいております。

その中でプロデュース業務ということでございますので、そこを営業した後の考え方であるとか、どういったものをそこでやっていくであるとかということについて、検討をしてもらっており

ます。

そして、現況図に基づいて、大まかなこういった使い方はどうかということ落とし込んだ平面図であるとか、立体の3Dの図面であるとか、そういったものを約3パターンほど作っていただいたりしております。

その中で、こういったものいいかということと一緒に検討して、こういう形でいこうとか、そういった話し合いをして、成果品として、この部屋はこう使って、こういったものを置いて、椅子はここにおきましょうとか、サウナスペースはこの部分におきましょうとかということ落とし込んだもの等を、こちらではいただいております。

当然それだけではなくて、プロデュース経費ということもございますので、企画料ということもございますので、人件費が主になってくるわけでございますけれども、もったいない課題ではないのかといったことかとも思います。

先ほど申し上げましたように、1,500万円のうち消費税をかけた1,650万円ぐらいの経費について、令和5年5月から7月までやっていただいたということでございます。

プロデュースについては、5月から約14か月分ぐらいをかけて検討していただく予定でございました。

その1,650万円を14で割ると、約117万8,000円ぐらいになるわけでございますが、そのうちの3か月分をかけると、353万4,000円ということでございます。

当然どの程度いろいろな企画案を検討し、それは委託先の業者でやったかということ聞き取るとともに、そういうような成果品を見て、その330万円が妥当かどうかといったことを考えるときに、先ほど申し上げましたが、3か月分の約353万4,000円よりも安い金額でございますので、妥当ではないかということがあります。

一方、途中の契約の破棄になりますので、契約の先方によって

は、それまで見込んでいたいろいろな会社としての考え方、あとはその予定、事業計画等がございますので、それに対する違約金というものも請求されるおそれもあるかなと考えておりましたが、違約金はいらぬということになっております。

ということで、その支払った分の330万円の差額の20,350千円から差額の17,050千円についての減額ということでございます。以上です。

議長  
4番議員

(吉筋恵治君) 4番、平川勇君。

(平川勇君) よく分かりました。

そうしますと、成果品として現況図、それから計画平面図的なものというのは、閲覧はできるのでしょうか。

議長  
産業課長

(吉筋恵治君) 長野産業課長。

(長野了君) 産業課に来ていただければ、御覧になっていただけます。

議長

(吉筋恵治君) 他に質疑はありますか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) それでは11・12ページ、企画財政課に対して質問したいと思います。

その中に金額としては大した金額ではないのですが、企業立地推進基金積立金494千円、これは町有地の売払い代ということですから、町有地のどこを売り払った金額なのかということとその下のこの防災減災対策基金積立金584千円につきましては、先ほど議案第10号で御答弁いただいた内容、はましんの500千円と残額の8万4,000円を足したものが、ここに積み立てられているということでこれは確認できましたから、これはこれでいいと思います。

したがって、まず町有地の土地の売り払いがどこであったのかということ、そして、もう一点が6目の福祉課になると思います。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付についても、減額ということですが、この内容が先ほどの7款1項1目の商工総務

費の減額と同じように、産業課長の答弁と同じような内容でありましたら結構ですが、もしもそうでなければ、給付できなかった原因的なものは何なのかということ、また、給付申請についての手続き上の問題等はなかったのかということの二点。

そして、三点目が13・14ページになります。4款1項2目の予防費です。

このインフルエンザの関係につきまして、予防接種の委託料1,500千円、さらに1,200千円の負担金が減額になったということですが、この予防接種委託料は、森町病院以外のところなのかという確認です。

それと、その下に同じく子宮頸がんワクチン等の接種実績に基づき、12,500千円を減額というようになっております。

これにつきましては、要は接種希望者が少なかったのか、当初の予想よりも少なく、これだけの減額になったのかということ、これらについて、御回答願いたいと思います。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

佐藤議員の一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

補正予算の7・8ページに載せてあります、土地売払代金の494千円、17款2項1目でございます。

これにつきましては、二筆あります。

一筆が7月7日契約し、7月10日に入金がありました。これは赤線でございます。

もう1件が、12月1日契約の12月4日入金、これも赤線でございます。

この二筆でございます。

場所につきましては、1件目が橘地内、2件目が問詰地内でございます。以上です。

議長  
福祉課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小 澤 貴 代 美 君 ) 福祉課長です。

佐藤議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

3款1項6目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の扶助費の減額でございます。

こちらの減額理由でございますが、まずこちらの給付金につきましては、5月に補正3号でお認めいただいたもので、事業を実施してまいりました。

給付金は、非課税世帯3万円を給付するものです。

こちらのスケジュールとしましては、非課税世帯への申し出の確認書の返信の締め切りを、9月30日として進めてきたところでございます。

振込につきましては、10月末までに1,297件、率で言いますと92パーセントほど振込が完了しておりました。

そこから9月末の締め切りまで申し出はなく、事業を完了したものです。

当初1,500件という形で見込み補正のときに経費をお願いしたものでございますが、当初は確定した数字がなかったため、実際送付したものよりも数を多く見込んで予算をお願いしたところでございます。

結果としまして、203件分の不用額が生じたので、こちらの分を減額させていただきたいと存じます。

手続き等につきましては、わかりやすい記入例等も送付し、コールセンターも設置した中で広報等もしつつやっておりますので、手続き等に問題はなかったと思っております。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

佐藤議員の三つ目の御質問にお答えします。

13・14ページ、4款1項2目の予防接種事業費です。

まず、インフルエンザにつきましては、委託料1,500千円と負担金の1,200千円の減額となっております。

インフルエンザの予防接種の委託料については、佐藤議員のお

議 長  
健康こども  
課 長

っしやるとおり、森町病院、家庭医療クリニック以外の接種の医療機関での接種した分となります。

それから定期予防接種ですが、定期予防接種につきましても、委託料で4,500千円と負担金で12,500千円の減額となっております。

これにつきましては、定期の予防接種ということで、その中に子宮頸がんワクチンの接種も入っておりますので、主には子宮頸がんワクチンの接種者が少なかったということになりますが、当初の委託料につきましては、回数でいきますと301回の予定をしておりましたが、1月末までの実績で69回。

負担金につきましては、452回の接種の見込みでしたが、97回という形になっておりまして、その回数が減った分だけ予算残が見込まれるということになります。

子宮頸がんワクチンだけではなく、定期の予防接種というのはお子さんが生まれまして、2か月から予防接種が始まりますけども、一人のお子さんが生まれると、大体6種類の予防接種を受けます。

そうしますと、一人16万6,000円ほどかかるんですけども、出生数が減ってしまうと、その分やはり負担金、委託料とも予算の残が見込まれるという形になりますので、今回それらも入っております。以上です。

議長  
3番議員

( 吉筋恵治君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) ただいま、答弁ありがとうございました。

企業立地につきましては、場所も確認取れました。

さらに6目の福祉課の、この物価高騰対策関係につきましても、1,500件の見込みのうち1,297件が処理できたということで、こちら辺もすごくたくさん仕事をやっていただいたなど、このように思います。

さらに、ただいま健康こども課長の御答弁も、非常に熱心にやられていたというような感じを受けました。

答弁は以上で結構でございます。ありがとうございました。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 先ほどの15・16ページの遠州の小京都推進費で、歴史的文化的建築物の17,050千円の減についてお伺いします。

300万という残です。

プロデュースにかかった人件費や平面図、企画料ということで支払ったということですが、当初のこの予算には賛成多数で可決をしたということで、元々少し無理があったと私は思っておりますが、この中止に至った経過と、この事業が中止になったことによる反省点、その辺は担当課ではどのように思っているのかお聞きします。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

予算書15・16ページの下段、7款商工費1項商工費3目、観光費でございます。

この事業の中止の経過につきましては、9月議会の全員協議会で御説明させていただきました。

藤江勝太郎家に関しましては、その取得及び利活用をさせていただきたいということで、その際にも令和3年から藤江勝太郎家を取り壊すということで、そこから始まったことでもございます。

その経過につきましては、産業課としますと、その時々でしっかりと庁内の手続きを踏んで、予算も計上をさせていただいて、議員さんの中には反対の人もいらっしゃったと考えておりますが、森町議会としては議決をいただいて、事業を進めております。手続き的にも不動産の鑑定から取得からということで、それぞれ予算措置をさせていただいて、予算につきましても、お認めをいただきて進めていたところでございます。

経過とすると、その令和4年度から令和5年度にかけて、教育委員会、森町文化財保護審議会等の判断、最終的には町の判断になりますが、文化財的価値を有するということで判断がされたところでございますので、それを受けて事業を中止させていただいたというところでございます。

何を反省するかということですが、産業課としては、手続きを踏んで、庁内の手続きも踏んで、それぞれやっていたことでございます。

先ほど申し上げましたけども、詳細については、9月議会の全員協議会で申し上げたとおりでございます。以上です。

議長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 今、教育委員会ということでお話ありましたけども、そことのすり合わせとが足りなかったのではないかなと思いますが、その辺いかがですか。

議長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

西田議員の再質問にお答えします。

この事業については、庁内会議を設けてその段階ごとにその計画とリノベーション計画についてもそうですが、庁内会議を経て各課からも、リノベーション計画については、御意見をいただいた中で、進めていたところでありまして、私どもとすると、しっかりとそういう手続きを踏んだ上で、進めてきたところでありまして、その教育委員会との協議等についても、いわば組織として協議を進めてきておりました。以上です。

議長  
11番議員  
議長  
社会教育課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 教育委員会はどうですか。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 三澤社会教育課長。

( 三 澤 由 紀 子 君 ) 社会教育課長です。

この件につきましては、今年度に入ってから産業課とやりとりする中で、勝太郎家を購入する段階でしっかりと文化財として

捉えていなかったという認識がありますので、その辺については反省しているところなのですけども、リノベーション計画を作る中で、各課の意見を求められていたことは承知しておりますので、その辺について教育委員会としてしっかり意見を言えなかったことは、反省すべき点ではないかと思っております。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

2 番、清水健一君。

2 番議員

( 清 水 健 一 君 ) 今の件になります。

反省もされているということで、今の答弁でわかりましたけども、また同じようなケースがあってはいけないので、例えば今すぐその再発防止がどうのこうというよりも、再発防止を歯止めしていくための予防策、それを検討していくのかどうかお聞きします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

産業課としては、それこそリノベーションについては、担当主幹レベルの会議、課長レベルの会議ということで、少なくとも重要な局面、年4～5回においては、しっかりと協議をさせていただいております。

今後、そのリノベーション計画等を進めるにあたって、例えば来年度の当初予算の大体が決まった際にも、町長、副町長含めて会議を持たさせていただいております。

今後、その会議だけではなくて、当然会議においては、事務局から作業依頼をして、こういう資料を出して、その資料を出したうえでしっかりと皆さんで協議して進めていくという進め方をこれまでもしてきましたし、当然のことですが、今後もそういった進め方をしていくということになります。

その段階において、今後それこそ事業化に入って、具体的な事業を進めていくということになりますので、当然いろいろと今ま

でピン留めしていた部分、今後もう少しさらにピン留めをしていかなきゃいけない部分等々、協議が出てきます。

現在、やっていることとしては、その会議以外にも関係課、主に関係するところでは、主幹レベル、課長も入って、数回会議を持ったうえで全体の会議に入っていくとか、こういったことはどの事業においてもやっていることなので、今回のことがこれまであったかという、今回のことについては、非常に私としましては、非常にレアケースであって、当然御指摘のように、今後あってはならないことだとは思っております。

他の事業をそれぞれ全体取り組む事業、今御案内のように担当課だけで済む事業というのは、行政ニーズも多様化して、各課関係ある幅広い視点で取り組まなきゃいけないような課題が多くございます。

そういったことに関しては、例えば企業誘致でもいいですけども、そういう形式を取って、連携が怠らないように、それぞれの課がその課題に向かってまずは町としてどうすべきか。

その後に担当課としてどうすべきかということ認識のすり合わせを行ったうえで進めるような形態をとっておりますので、今、清水議員から御指摘があったように、そういった今回のことみたいなことがないようにはこれまでも進めてきたのですが、より注意して進めていきたいなと思っております。以上です。

議長  
2番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清 水 健 一 君 ) 大変苦しい答弁だったのかもしれませんが、レアなケースだったということで、逆にこれは一つの勉強ということで活かしてほしいなと思います。

ですから事業を起こすにしても、関係するところの連携をとっていく。

今までの連携をとっていただいたのですが、密に連携をとっていただきたいと思います。

それで、この件について、町長にお伺いします。

議 長  
町 長

最終的に判断をされるのは、町長、副町長ということもあったと思います。少しこの件に関してコメントがあれば、お願いします。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) 今回のこの事業中止に至った経緯については、先ほど産業課長から答弁いたしましたように、昨年9月の全員協議会で報告をさせていただいてるとおりです。

さらに反省点ということで答弁を求められておりますので、申し上げますと、先ほどの清水議員の御質問、反省点はこれからどう活かすかということについては、今回の遠州の小京都の事業に関わらず、全ての事業において言えることでありますけれども、まずは庁内役場の中、意識共有・情報共有して、課題を認識・共有をして、それぞれの担当する部分について、どういった課題があるのか、それを洗い出しながら、共有しながら解決していくということは、産業課長からも、社会教育課長からもお答えをしたところであります。

さらに言えば、今回のこのプロデュース業務委託について、中止に至った大きな一つの要因としては、文化財保護審議会からの文化財に値するという答申があったという点が大きいと思っております。

ここで反省すべき点は、事業を進める段階において、文化財保護審議会の意見をどこまで聞いていたかということについてであります。

全協のときにもお話をしましたが、当初、藤江勝太郎家を購入するにあたって、私も、また文化財の担当課であります社会教育課においても、文化財ではないだろうという認識のもとでこの家屋を購入し、またそれをどう活用するか、利活用するかということについて、検討を始めたというスタート時点がございます。

ですので、振り返って反省すべき点ということになれば、その段階で文化財ではないという判断に対して、外部の意見を求める

べきであったのではないかという点は反省として考えております。

ですので、それぞれの課がそれぞれの守備範囲において、課題を抽出して、洗い出して検討しているわけですが、それでもこぼれ落ちてしまう、漏れてしまうところを、我々が、私あるいは副町長がカバーをしていくべきであったというところを反省しているところでもあります。

事業を進めるにあたりましては、まずはなんととっても、予算を伴うものについては、議会に提案をさせていただいて、審議をしていただき、お認めをいただいてからのスタートということになりますので、議会に提案する際にも十分に審議をしていただけるような材料を提供しながら、十分に審議をしていただくということは、これからも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託する予定はございません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託する予定はございません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。  
日程第18、議案第21号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。  
本議案は、委員会付託する予定はございません。  
質疑・討論・採決を一連で行います。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。  
5番議員 ( 川 岸 和 花 子 君 ) 川岸です。  
この繰越明許となった年度内に終了しない下水道整備事業の理由として、隣接工事と工事との交通規制の調整がうまくいかなくて期間が延びるということですが、このことについて具体的に説明をお願いします。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木上下水道課長。  
上下水道 ( 鈴 木 孝 佳 君 ) 上下水道課長です。  
課 長 川岸議員の質問にお答えをいたします。  
今回の繰越しとなった原因につきましてということで、お答えをさせていただきます。  
今回の繰越しとなった原因につきましては、本年度、汚水管きよ築造工事を実施している城下地内は、一方通行や道路狭小な場所が大変多くありまして、隣接工事等の交通規制の調整や、他の工区との施行時期の調整等により、不測の日数を要したことが原因となります。以上です。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。  
5番議員 ( 川 岸 和 花 子 君 ) 場所は具体的にどちらになりますか。  
議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木上下水道課長。  
上下水道 ( 鈴 木 孝 佳 君 ) 上下水道課長です。  
課 長 川岸議員の再質問について、お答えをいたします。

具体的な場所についてということですが、施工場所につきましても、城下小林モータース様付近から城下郵便局付近の広範囲の舗装復旧工事になります。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号「令和5年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託する予定はございません。

質疑・討論・採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 今回の補正の補助金が出たところの新型コロナウイルス感染症患者等の救急・周産期・小児科医療体制確保事業と、あとコロナ病床確保の空床補償ということなので、これについて詳細を教えてください。

議長 (吉筋恵治君) 朝比奈病院事務局長。

病院 (朝比奈直之君) 病院事務局長です。

事務局長 川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回補正に計上しております国・県の補助金につきまして、金額につきましては24,945千円を計上しております。その内容についての説明ということでございますが、今回二つの補助金分を計上しております。

いずれも新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金でありまして、一つ目は救急・周産期・小児医療体制確保事業ということでございます。

これにつきましては、救急外来での発熱外来において、患者さんを緊急で処置するための個人防護具等、その発熱外来に必要な物品につきまして、医療従事者248人分の購入費として84万3,000円の補助でございます。

二つ目は、入院が必要な患者さんの病床を確保するため、コロナ病床、確保病床と休止病床につきまして、確保料として2,410万2,000円の補助でございます。

合計で、先ほど申し上げました24,945千円となっております。

なお、この金額につきましては、2月末までに入金されているか、または県から確定通知をいただいている金額でございまして、1月以降の空床補償につきましては、まだ確定しておりませんので、予算は計上しておりません。以上でございます。

議長  
5番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) その空床補償については、1月以降はまだ計上されていないということで、それ以前の分は、いつからこれを確保して、何床分と言えるのでしょうか。

議長  
病院  
事務局長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長でございます。

ただいまの川岸議員の再質問にお答えいたします。

空床補償の病床数ということでございますが、今年度4月1日から5月7日までの5類になるまでの期間につきましては、123床を確保しております。

これはコロナ5類前ということで、単価が4万1,000円という

ことで、123床分の金額504万3,000円となります。

5類になった5月8日から9月30日までにつきましては、移行期間ということで、単価を4万1,000円で据え置かれまして、その期間の確保病床として421床を確保いたしました。

金額につきましては、1,726万1,000円でございます。

10月1日から10月31日までは、県で病床確保という指示があった日数につきましては、県から補助があるものでございます。

10月1日以降につきまして2万9,000円の単価になりますが、掛ける62床をそれぞれ確保したということで179万8,000円。

その合計ということでございます。

1月以降につきましては、10日から段階ということで段階1、あるいは現在段階2ということで移行しておりますが、1月10日以降1月16日まで段階1、1月17日以降段階2ということで、いずれも単価は2万9,000円ですが確保しているところでございまして、それについては、まだ3月末までということですので、確保病床については未定となります。以上でございます。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「討論なし」と認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君)起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画

の変更について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤明孝君 ) それでは、議案第24号をお願いいたします。

これにつきましては、整備計画そのものは企画財政課で行われていると思います。

あと現場は建設課になると思いますけれども、当初の5年間の整備計画を、更に5年延長して令和10年度までとするということで、お金もまたそれに見合ったような増額で計上されてございます。

これにつきまして、まず、令和5年度までの実績で、整備計画と比較してどの程度の達成だったのか。

まず、達成度の具合をお聞きしたいと思います。

そしてさらに、5年延長した令和10年度までの整備計画は、もしかしたらもうできてるのか、できていないのかよくわかりませんが、もしくは、第10次の総合計画と関係がありましたならば、詳細までは求めませんが、令和10年度までの整備計画との達成度の見込みをお聞きしたいと思います。

議長  
建設課長

( 吉筋恵治君 ) 岡本建設課長。

( 岡本教夫君 ) 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度までの実績はということでございます。

当初、全体の計画延長が920メートルということでございまして、令和元年から今回の10年までの計画延長が、750メートルということでなっております。

令和10年度までの計画でございますので、計画平面図というのが議案の中にあると思いますが、こちらを御覧になっていただ

くと分かりやすいのかなと思います。

こちらを見ていただきますと、令和11年度以降も、令和11年度、令和12年度にそれぞれ80メートル、90メートルという予定になっておりまして、下段に計画期間移行事業ということで書いてございます。

ですので今後、この計画に従いましてやっていくと、予定についてはそういう言い方しかできませんが、今後また物価高騰だとか、労務単価の上昇によって、また工事費が上がっていくという可能性がございます。

なぜ上がったかということでございますけれども、大上宮奥線につきましては、令和元年度に測量設計を実施しておりまして、結果によりまして、設計の内容が固まったということで、どこにどういう構造物をどのぐらいの量でやるかということが決まったという中で、計画を作っているということでございます。

それから、物価とか労務単価の上昇につきましても、5年前と比べまして労務単価が約15パーセントぐらい値上がりしております。

最近資材の高騰とよく言われておりますが、生コンクリート、鉄筋、油脂類、アスファルト等、この辺の材料がかなり高騰していきまして、3割程度は上がっているのではないかとということがございますので、なかなか今後の予定というところが非常に難しいところでございますが、できる限りこの計画に沿って事業を進めていきたいということでございます。以上です。

議長  
3番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐 藤 明 孝 君 ) さきほどから図面も拝見させていただいていますが、場所的に分からない部分もあったものですから、お聞きしました。

それともう一点、いろいろなこの整備計画の中で測量設計等も行ってきたと。

その結果、それぞれ必要な工事が増加したと言われておりますけ

議 長  
建設課長

れども、例えば大上宮奥線並びに宮代東大洞院線、この二つの町道につきましては、どんな工事が新たに必要だと判明したのか。

その工事の内容を教えてくださいと思います。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 岡本建設課長。

( 岡 本 教 夫 君 ) 建設課長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず大上宮奥線でございますけれども、測量設計した結果でございますが、場所につきましては、上橋の西宮神社というところを御存知か分かりませんが、そちらから小國神社に向かって降りていく道になります。

こちらを測量設計した際に、非常に谷側が急峻で、谷側の法面が非常に大きいということでもございました。

したがって、設計につきましては、山側を切土する形で、なおかつ山側も法面が結構長いものですから、土留めのブロック積みを山側に施工したうえで切土とするというような設計になったというところが、大きく変わった点ではないかなと思います。

次に、宮代東大洞院線でございますが、こちらにつきましては、延長300メートルということで、河川の付け替えを伴うものでございます。

旧道を廃止して、河川を付け替えて、新しく道路を築造するというものでございますが、途中で農業用の頭首工が河川の中にありまして、その辺のぜきとといいますか、取水する施設等が当然欲しくなるということと、この地区の土質的に地滑り地区でありますので、その辺に対応する工法等が変更の主な内容というところでございます。以上です。

議 長  
3 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

( 佐 藤 明 孝 君 ) 上橋、小國神社方面に向かう下りの未舗装の道路は、私もよく存じ上げております。

確かにこちら辺の工事となると、大変だなというのは感じ的に分かりました。

それともう一つが、河川の付け替えに伴うもので、旧道も廃止する。

なおかつ農業用の頭首工も支障をある程度及ぼしている。

さらには地滑り地区でもあるということで、やはり困難な状況が分かりましたので、そういったところでやっぱり必要な工事ということで、増加の原因となっている理由的なものは、よく分かりました。これで結構でございます。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午後 2時06分 ~ 午後 2時15分 休憩)

議長 (吉筋恵治君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第21、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)」及び日程第22、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について(森町天方宿泊施設)」議案2件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (吉筋恵治君)4番、平川勇君。

4番議員 (平川 勇 君)平川です。

吉川キャンプ場、それから天方宿泊施設の2件ですが、株式会社アマガタさんに委託していますよということですが、株式会社アマガタさんの会社の概要を教えてくださいということ。

それと、万が一事故等が発生した場合、町としては責任等は負わない、あくまでも株式会社アマガタさんということになるんでしょうか。教えてください。

議長 (吉筋恵治君)長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君)産業課長です。

平川議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、株式会社アマガタの概要ということでございます。

株式会社アマガタについては、会社としては、平成12年4月に有限会社アマガタ設立、平成19年4月において、株式会社に移行をしているということでございます。

資本金が410万円ということで、一株5万円の82株の会社でございます。

御案内のように、株式会社アマガタについては、地元住民が株主、そしてメンバーとなって運営されているところでございます。

株式会社ということで、株をお持ちの人は天方地区の町内会、株式会社アクティ森、農事組合法人あじさいグループと、それと自社株ということでございます。

役員の構成については、取締役が4人、監査役が二人、理事が7人、運営委員が12人ということです。

やっている営業種目としては、アクティ森の中で「山里の市」というものがございますけども、その農産物販売、現在も指定管理として株式会社アマガタさんにやっていただいているわけですが、宿泊施設のコテージアクティの運営、キャンプ場の「カワセミの里」の運営、それと森町自家用有償旅客運送バス運行については、これは企画財政課から運行の委託をしているというようなことが、営業をされている株式会社アマガタさんの内容でございます。

指定管理ということでございますので、指定管理の考え方としますと、基本的には町の施設を管理していただきながら、その箱の中で営業をしていただくということになります。

二点目の事故等についての責任についてでございます。

それこそ事象にはよると思えます。

例えば町の建物が原因とするものであれば、当然町の建物ですから町の責任があるということです。

運営の仕方についても、協議を進めながらやっておりますので、

そういった中で何かその事故の原因が、例えば営業側の何か支障があったこととかということになると、そこはどこまで町が関わっていたかということにはなると思います。

お答えとすると、その事故の状況にもよる、内容にもよるということになりますが、いずれにしても、施設の管理をお願いして、そこで営業をすることをお願いしておりました、利用料についても条例で定めておりますので、町に一切責任がないとかということはないのかなとは考えております。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

7 番、加藤久幸君。

7 番議員

( 加 藤 久 幸 君 ) 指定管理についてのことですが、今、平川議員からアマガタの内容についてという質問がありました。

これは一括して公募形式で実施したところ、一社から応募があったと聞いております。

選定委員会に諮って決めたということですが、選定委員会の構成について、お伺いします。

あと委員の任期はどのぐらいになるのかをお伺いいたします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

選定委員会については、指定管理の選定をする委員会でございます。

当然指定管理のこの一般議案については、産業課で上程しているわけですが、選定委員会については、総務課と一緒にやっていますので、今手元に資料がございませんので、申し訳ないですが、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 7 番、加藤久幸君。

7 番議員

( 加 藤 久 幸 君 ) 選定委員会については資料がないということで、この選定委員会に諮って審査を受けたと聞いていますが、この審査内容はどのような内容でしょうか。お伺いをいたします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

加藤議員の再度の質問にお答えいたします。

指定管理者については、公募して、株式会社アマガタから指定管理者指定申請書というのをいただきます。

その中に添付書類として、事業計画、定款、規約、そういった資料、登記事項証明書、あとは団体の組織・沿革、事業概要を記載した書類、直近3年間の貸借対照表、損益計算書及び実績報告書又はこれらに類する書類、直近2年の法人税町民税等々の滞納がないことを証明する書類を出していただきます。その添付書類に基づいて、審査をします。

その中で、主には事業計画ということになるのかなと思います。

事業計画につきましては、指定管理の指定を申請した理由でございませうとか、この施設の管理運営全般に関する方針を出していただいております。

あとは従業員の雇用方針であるとか、その従業員の雇用方針の中に、やはりこの施設自体の目的が地域振興施設でございませうので、それに沿って地元の人をできるだけ採用するとか、そういったことも定められております。

あとは利用者へのサービス向上及び利用促進計画でありますとか、料金の設定、地域との連携といったものを、資料を出していただいております。

そういったものに基づいて、今もやっていただいておりますので、今の経営状況等を決算処理等を見て判断しております。

なお、株式会社アマガタさんにつきましては、現在も指定管理していただいておりますので、担当者においては、月1回は定期的に打合せをして、何か問題がないか、施設のこういったところの修繕の要望がないかとか、定期的に打ち合わせをして、その都度の問題なり、役場として、行政としてやるべきことで、あちらにこういうことをやってくださいとか、こうしたらどうですかとか、いろいろと相談も受けますので、そういった中で、株式会社アマ

ガタさんの内容について、話をして選定しているということでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 指定管理委託者の指定、説明では今までしっかり管理をしていただいたということですが、管理というだけなら、そんなに難しくない。

ただ、普通の防災センターとかコミュニティセンターの指定管理とは違って、アクティ森は企業経営という視点も求められると思うのです。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) キャンプ場と宿泊施設。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 宿泊施設もそうですね。

企業経営するという視点も求められると思うのです。

お客さんに来てもらって、お金をもらうということで、その辺の視点を、これを指定するにあたって求めてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

指定管理ということで、管理運営の委託をするわけでございます。

先ほども少し申し上げましたが、この施設については、キャンプ場と宿泊施設、そもそもこの施設の目的というものが、当然その経営という部分、お客さんに来てもらってサービスを提供するという経営という部分も、当然必要だと思います。

当初の目的としては、町で当時山村振興計画というものを立てまして、三倉・天方地区の要望を調査をさせていただきました。

その中で地域振興策として、宿泊施設や食の体験施設等の建設を望む地元の意向等、あとは当然それが町の活性化にもつながるという中で、平成11年度から平成12年度にかけて、山村振興等農

林業特別対策事業の一環、国の施策でございますが、国の補助金をいただいて、キャンプ場、そば打ち体験施設を含む宿泊施設を整備をしたということでございます。

その観点から言いますと、それこそ先ほど少し申し上げましたけども、地域振興を図る運営母体組織として、天方地区全世帯の出資による有限会社アマガタという母体、それからの株式会社アマガタということでございます。

そういった意味では、全国にも町民が株主になって会社を立ち上げて、こういった施設を運営しているという事例はあまりありません。

そういった意味では、やはりそのこと自体が、地元のことを地元住民が一生懸命頑張るということを表現している会社であり、その施設かなと思っております。

そういった中で、今御質問のあったように、経営というところも、サービス業というところも重要でございますので、私どもとすると、先ほど申し上げましたが、月1回話をして、例えばお客さんからこういう要望があった、こういう苦情があった。

それに対しては、やはり施設のこういったことを更新したいといったお話があります。

そういった中で、いやその部分はお互いにやりましょうとかこうしましょうとか。

例えば具体的な例を申し上げますと、先方も町の財政のところも考えていただいておりますので、例えばこういった修繕はどうかといったときに、いやそこはお客さんが来られるので、そこは少し町も頑張っているから、もう少し見たい目が良い施設にした方がいいとかということをお互いに意見交換しながら、当然平成11年、12年の施設でございますので、老朽化もきておりますので、そういったことを含めて、話し合いながら進めているところでございます。

西田議員おっしゃるように、そういった面についても、当然他

のそういったことを、本当の商売として、プロとしてやっている人に入ってもらおうというところも一つの視点とあると思いますが、先ほど申し上げましたように、この施設のそもそもの目的を表現するということと、そのサービスを上手に提供して、地元の人が地元に来ていただくというおもてなしの部分のサービスのもも提供できる組織とすると、適切な会社ではないかなと考えております。

そのうえで、今御発言があったように、サービスの提供といった面に関しては、当然中に入っている人についても、毎日起こる事象に対してサービスを提供していらっしゃると思いますので、感じているところもありますし、当然行政の施設でございますので、そういったことがお互いに、より良くいくように話し合いながら進めていくということでございます。

現時点もそうしておりますので、当然行政としても、サービス業が何であるかというのを全て知っているわけではございませんが、お互いに話し合いながら、これはアクティ森も同様でございますけれども、そういった視点も持ちながら、今後も指定管理でその中での運営ということで、町も協力しながら、当然やっていきたいと思っております。以上です。

議 長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 特にキャンプ場に関しては、今、全国各地でも人気のあるキャンプ場というのは、もうかなり本当にいっぱい、予約も取れないというようなキャンプ場もあるということで、そこら辺の情報も含めながら、アマガタさんにはそういう情報を取り入れて、町も支援できるところなら支援して、キャンプ場としての本来の役割を、また経営にもつながるような、サービス業として成り立つようにやってもらいたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議 長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 西田議員の再度の御質問でございます。

今、キャンプ場のことについて、御発言がありました。

御案内のように、コロナになってから、外での活動であるとか、あとはソロキャンプとかそういったものが、皆さんそういうことを行うようになってきているという中で、キャンプ場に関しても、主に管理している人がいらっしゃるのですが、その人と話しながら、やはりあそこのキャンプ場に関しては、リピーターさんが多いと、もう必ずここに来るよというような情報も得ております。

このあとの審議になると思いますが、当初予算の中でも、やはりその修繕、あとはやはり来たときの心地良さということから、屋根の塗装等の修繕についても、今回計上させていただいております。

そういった中で、お互いに役割分担をしながらサービスの向上、そして良いおもてなしができるように、今後とも努力していきたいと思っております。以上です。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

日程第23、議案第28号「森町道路線の認定について」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (吉筋恵治君)11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君)宮代西10号線の件ですが、ここはこれからこの計画の中に整備が入ってくると思うのですが、今回、おそらく町道に認定したうえで工事を進めていくということだと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

議長 (吉筋恵治君)岡本建設課長。

建設課長 (岡本教夫君)建設課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

御発言のありましたとおり、これからこの部分の測量に入り、工事を進めていくということで、今、西田議員がおっしゃられたことで間違いございません。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第24、議案第29号「令和6年度森町一般会計予算」を議題とします。

本議案は、第一・第二両常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

所管の委員会を間違えないようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) 川岸です。

令和6年度当初予算の説明書、12・13ページの歳入のところです。

10款1項1目の地方特例交付金というのが、これは国から決められた金額かもしれませんが、今年、大幅に増えるということで、58,000千円がついておりますが、これが増える理由というのが分かれば教えていただきたいです。

次が32・33ページです。

18款寄附金のふるさと応援寄附金ですけれども、令和6年度は201,500千円増の予算がついております。

この2億増やすとは、どうやってどういう計画で、どういう特徴で増やしていくと考えているのかという点が一つ、あと企業版ふるさと応援寄附金については、どういう事業を考えて、ふるさと応援寄附金につなげていこうとされているかを伺います。以上でお願いします。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

企画財政

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、資料の12・13ページの地方特例交付金の58,000千円の増額の要因ということでございます。

これにつきましては、定額減税による個人所得割の減収というものを見込んでおりました、それを補てんするために、こちらを地方特例交付金での補てんをするという国の制度がありますものですから、そちらに58,000千円分を積み上げてあるということで、増加になっているということでございます。

それから、ふるさと納税について、寄附金そのものをどのように2億増やしていくかということでございます。

そこにつきましては、若干補正予算にも出ているところでございますが、インターネット広告を考えております。

広告料として500千円を計上してございますけれども、これについて、ターゲットをどのようにするかとか、素材をどうするか、あと期間、いつのPRが一番適切なのかとか、そういったところを少し検討したうえで、インターネット広告を打つといった形で、効果的な情報発信を行うということで、こちらの増額に対応していきたいと考えております。

それから企業版の関係につきましては、予算の事項別明細書の69ページになりますけれども、こちらの委託料のところ、企業版ふるさと納税業務委託料300千円というものを載せてございます。

これについては、町としてはこういう事業をやっているよと。

それで企業について、こういう事業に寄附したいのですけどというところのマッチングを、少し外部の力を借りながら取り組んでいきたいということで載せてございます。

これは出来高払いで、寄附額の2割程度が委託料としてお支払いすることになるということでございますので、150万と見込まさせていただいて、それに20パーセントということで、300千円を委託料として計上しているということでございます。

企業の地域戦略と行政の取組がヒットするところのマッチングを支援をしていきながら、企業版ふるさと納税の獲得に努めていきたいと考えているところです。以上です。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 了解いたしました。

では次の事項に移りますが、102・103ページ、3款民生費2項児童福祉費3目保育園費です。

どこの園も保育園料が上がっているのか、金額が増えているので、その委託料が増えているその理由を教えてください。

100・101ページの3款民生費、児童福祉費の児童福祉総務費、扶助費の森っ子就学応援金です。

小学生になるときに3万円、中学生になるときに3万円、高校生で5万円という事業ですけれども、これは本当に自分の経験からしても、本当にこれは助かるなとすごく思うのですけれども、これに該当する今年度の人数が出ておりましたら、お願いいたします。

102・103ページの保育園費、委託料の広域入所委託料が何人分、ちょっと金額が増えているので、以前より増えているのかなと想像しまして、何人分になるか伺います。

議長  
健康こども  
課長

( 吉筋恵治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目ですけれども、102・103ページ、3款2項3目の保育園費の中の保育園の委託料(その他)、摩耶保育園・ときわ保育園・プティ森町園の委託料の増の理由でございます。

これについては、令和6年度の公定価格の上昇によって、公定価格自体が上がっておりますので、その分が増額になっております。

それから二点目の102・103ページ、上の段、森っ子就学応援金です。

森っ子就学応援金の人数でございますけども、予算計上をさせていただきますいておりますのは、小学生が120人、中学生が同じく120人、高校生が130人の人数を見込んでおります。

もう一点、保育園費の中の広域入所委託料です。

広域入所委託料につきましては、令和6年度の実際の人数につきましては、6人予定しております、前年度については4人程度だったと思うのですが、人数が増えたということで、委託料自体が上がっております。以上です。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 了解いたしました。次のページにいきます。

森町当初予算概要の11ページに、財政調整基金残高の推移というところで、令和6年度の財政調整基金からの取り崩しが450,000千円という予定ですが、これは災害復旧かと思われませんが、何のための取り崩しかを伺います。

もう一点、12ページ、臨時財政対策債ですが、地方債の金額はそんなに変わっていないんですが、臨時財政対策債が交付税措置されると毎年伺っているのですが、この比率が臨時財政対策債分が減っていて、その他の比率が増えているということが気になるのですが、これは特に問題はないのでしょうか。

議長  
企画財政  
課長

( 吉筋恵治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦 君 ) 企画財政課長です。

ただいまの川岸委員の御質問にお答えをいたします。

初めに財政調整基金の4.5億の取り崩しということでございますが、これについては、具体的にこの事業にということよりも、むしろ予算編成の段階で、現年度の最終的な収支見込みがどうなるのか、あるいは来年度の収支見込みも含めてそうなんですけども、編成の時点でなかなか正確に予測するというのが難しいという状況があって、そういった中で、予算編成を行っていくということでございますので、歳入予算については、できる限り過大に

見積もることがないように厳しめに、地財計画の伸び率であるとか、これまでの実績を勘案して計上しているというところでございます。

仮にその歳入を過大に見積もってしまっても歳入欠陥になった場合を考えると、歳出予算の執行停止をしなければいけないといった事態もあり得るということもありますので、歳入予算の計上においては、比較的これまでの実績を踏まえて、厳しめに計上しているということから、歳入と歳出のギャップが生じてきますので、そこを埋めるために財政調整基金というのを、編成時は取り崩しをしているというのが現状でございます。

それから、予算概要の12ページ、臨時財政対策債の状況ということでございますが、臨時財政対策債が減少しているということでございます。

これは臨時財政対策債というものの自体が、地方交付税の代替財源であるということでございます。

現在、地方交付税が増額傾向にありますので、その結果、その代替財源である臨時財政対策債は、言ってみればシーソーのような関係なのですけども、交付税が増えれば、臨時財政対策が減るという状況にありますので、傾向として、臨時財政対策債は現時点では減る傾向にあるというところが、反映されているという状況でございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

( 平 川 勇 君 ) 平川です。

三点お伺いしたいと思いますが、140・141ページ、まず旧児童館跡地及び周辺地域整備基本計画策定業務委託料とあります。

私も一般質問で、跡地に関しては美術館等考えたらどうですかというような一般質問をさせてもらったんですが、この基本計画は、どのような条件で基本計画を出して、委託しているのか。

その内容をお伺いしたいということ。

議長  
産業課長

その下の産業課の森町体験の里振興費、修繕費であります、これはどの部分の修繕をするのかということ。

それから、143ページの体験の里運営コンサルティング業務委託ということですが、おそらくアクティに関しましては、何回かコンサルティングに業務委託をしていると思うのですが、今回の委託というのは、どのような内容で委託したのかお伺いしたいと思います。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

平川議員の御質問にお答えします。

予算書の説明書の141ページ、7款1項4目、観光費、0006の中の旧児童館跡地及び周辺地域整備基本計画策定業務委託料に係る御質問でございます。

どのような目的なり内容でこの委託料を考えているかということかと思えます。

御案内のように、旧児童館跡地につきましては、旧静銀も含めて、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づいて、文化伝統の継承及び町の観光情報発信施設の整備ということで、歴史文化継承拠点の整備、それを含めてリノベーション計画では、検討案件ということで整理させていただいております。

旧児童館跡地についてはそういった施設の建設と、旧静銀森町支店跡地については、街中散策するための駐車場であるとか、公衆トイレ整備を含めた整備の基本計画の策定ということが一つ。

それと、この策定業務の名称にありますように、周辺地域整備という言葉が入っております。

その趣旨としては、ここにそういった施設を作るとということと共に、やはりにぎわいの創出ということで、その周辺の地域を見ていただいて、商業施設等の配置を含めた基本計画を策定していただきたいということで、周辺地域のマーケット調査を含めた計画策定を検討しております。

そういったものを内容とした基本計画の策定の業務の委託料ということで考えております。

なお、委託先とすると、当然これから予算を認めいただいた後の作業なり検討になるわけですが、委託先としては、建設コンサルタントというよりは、やはり賑わいの創出であるとかそういったことも踏まえて、商業的なそういうようなことが考えられるコンサルタントへの委託を、現時点では検討させていただいているというところでございます。

次に、141ページの下段、7款商工費1項商工費6目森町体験の里振興費の中の修繕費ということでございます。

これについては、やはり年数も経ってきておりますので、主に修繕したいということで考えておりますのは、工房棟の屋根の修繕、特産品販売所の屋根の修繕、レストランの浄化槽の調整ポンプの修繕、レストランの浄化槽の微細目スクリーンの修繕、体験センター浄化槽放流ポンプ修繕、体験センター浄化槽の制御基盤の修繕、無指定の修繕ということで、検討しております。

これについては、アクティ森の修繕計画というものを策定し、計画的に長寿命化を図るための修繕等をこの中でやっていきたいなど。

浄化槽の整備等については、点検していただいておりますので、点検会社からそういったものがもう整備しないと、浄化槽の役割を果たせなくなるので、計画的に修繕していきましょうということでございます。

それと、森町体験の里運営コンサルティング業務委託料については、これは令和5年度の9月補正でお認めいただいたものの、令和6年度分の債務負担をさせていただいた分のものを、債務負担を出していただくと、その次の年度の予算としては、当初予算の中にその予算が入ってくるという整理になっておりますので、そういった内容となっております。

内容といたしましては、6月議会等でも説明させていただきま

したけれども、まずアクティ森の現状分析、現状把握、そして課題、その課題解決のための助言でありますとか提案でございます。

中身とすると、大きく分けると、現在でもできることは、こういうことを経営として、あとはそれをサービス業として、そういったものがもう少し経営スタッフの観点と、あとはできる努力とすると、こうした方がいいよというような助言、提案、それとともに今後、アクティ森の施設として大きく変更した方がいいじゃないかとかといったものも、提言、助言をいただきたいと考えております。

アクティ森については、一時期アドバイザーとかそういった形で提案をいただいたことはございますが、そういったサービス業、商業施設等を専門にした知見のあるコンサルタントに入ってもらって、しっかりと分析なりそういったことをお願いするということは、私の記憶でございますけれども、初めてであると認識しております。以上です。

議長  
4番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 4番、平川勇君。

( 平 川 勇 君 ) アクティ森に関しましては、よく理解しました。

あと跡地の問題の基本計画ですけども、やっぱりあの町並みと蔵展等をやっていると、非常に核になるものがないということで、来られたお客さんと私も数十年前からやっていましたけど、その頃から言われておりましたので、まず商業施設等を検討していきますよということであるのであれば、ぜひ核になるものをお願いしたいということを、極力強く言っていただきたいというのがあります。

それと、遠州の小京都リノベーション計画の中でも、景観重点地域にはなるだろうと想定している地域ですから、この策定の基礎報告書等が出てきたときに、ぜひしっかりしたメンバーで決定をお願いしたいと思います。

私が心配するのは、藤江勝太郎邸のようなことにならないよう

にということ、ぜひお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、我々としますと、アクティ森が非常に心配する施設になっておるものですから、できる限り自立できる施設に、何度も何度もそのコンサルティング料、先ほど長野課長もおっしゃいましたけど、初めてのようなケースだというようにお伺いしました。

これも希望というか質問ですが、間違いのないようにしていただいて、我々が結構感じるのは、出てきた報告書をどのようにとるかということが最大の問題点だとありますので、できれば学識経験者等、いろいろ外部の人間を入れていただいて、検討していただきたいということです。

申し訳ありません、希望になってしまいました。終わります。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

平川議員の希望ということでございますが、商業施設に関しては、どの商業施設を整備するかというよりは、こういったものをやったらいいかなというところを提案してもらおうといった形になっております。

今、御発言があったように、拠点となる施設ということで、その跡地にかかる歴史文化の継承なり、あと観光発信施設というのは商いという意味ではございませんけれども、そういった意味では核になる施設になっていくのかなとは思いますが。

景観重点地域であるということ踏まえてということでございますので、当然今御発言があったように、遠州の小京都のまちづくりという意味では、今おっしゃったように、その景観なり、その雰囲気なり、意匠等、その建物の感じ方というのは非常に重要であると思っておりますので、そういった点も踏まえて、整備を進めていきたいなと考えております。

アクティ森に関して、皆さん御心配をいただいております。

そういった中で、先ほどのキャンプ場、宿泊施設もそうなんで

議 長  
産業課長

すが、そもそものアクティが森が持つ目的機能というものについては、当然ある意味観光施設として森町に来ていただいて、森町の良さだったり、その伝統文化を感じていただいたりということで、体験施設があったということとともに、やはりアクティ森に関しては、三倉・天方地区の中山間地域の振興と施設といった意味合いも当然ございます。

確かにそういった中でできるだけ自立ということは大事な視点であると思っておりますし、その方が望ましいと思っております。

そういう当初の目的の一部である、地域活性化、中山間地域の振興という意味を踏まえたうえで、それは例えば切り捨てるのかとか、そういったこともございます。

当然今後の自立といったことだけを考えればですけども、やはりアクティ森の施設に関しては、やはり憩いの場であったり、町民がふらっと来て、なんとなく和んでいくというような目的も持っております。

なかなか二兎追う者と言った話もあるかもしれませんが、これまでのアクティ森の持ってきた機能なり、果たしてきた役割や町民、例えば来られる人に対して、アクティ森から感じ取っていただいたそういったもの等も大事にしながら、御案内のように今回のコンサルティング業務を踏まえて、どういった方向が望ましいかといったことを出していきたいと思っておりますので、今後とも御理解御協力いただければと思います。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員

( 増 田 恭 子 君 ) 増田です。お願いいたします。

まず、説明書の70・71ページのところになります。

定住推進課さんのところで、2款2項4目、移住促進費のところ、これは新規事業になると思いますが、0001集落×移住者マッチング事業委託料ということで1,056千円。

こちらのもう少し詳しい内容を教えていただきたいです。

あとは同じページになりますが、おためし地域おこし協力隊体験事業委託料のところ、その下の補助金・交付金のこの活動費補助金と、あとその下の起業・事業承継補助金。

同じ活動補助金ですけど、こちらは移住コーディネーターの活動事業の中の活動費補助金の内容を教えてくださいと思います。お願いします。

議長  
定住推進  
課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 森下定住推進課長。

( 森 下 友 幸 君 ) 定住推進課長です。

増田議員の御質問にお答えします。

まず初めに、集落×移住者マッチング事業について御説明させていただきます。

こちらは今年までにはなかった新規事業となっております。

今年度、福井県の美浜町にあります「NPO法人ふるさと福井サポートセンター」というところで委託に出したのですが、森町空き家予防抑制対策に係る実施体制構築委託事業というのをやっております。

この事業で、わが家の決断シート、空き家になる前に、「どうする空き家あなたとお家と町と」という決断シートを作りました。

それから、空き家がいくらぐらいになるのかというようなシミュレーションができるシステムを導入しました。

加えて、令和4年度に行った空き家実態調査に基づいて、ふるさぽマップという、空き家のデータベースをタブレットで携帯できるようなデータベースを構築しました。

そのようにこのNPO法人ふるさと福井サポートセンターに委託して、空き家対策、利活用を進める基盤が今年度できたわけですが、それをさらに発展させるために、再び、このNPO法人ふるさと福井サポートセンターに委託しまして、二つの事業内容を考えております。

まず一つは、地域のルールブックの作成であります。

これがどういうものかといいますと、こういう田舎の町ですと、

いろいろな地域にルールがあります。

地域によっても異なりますが、ゴミの出し方、環境美化活動への参加など、いろいろあります。

しきたり、そういったものも移住者の期待と現実のギャップを埋めるためにそういった地域にはこういうルールがありますというようなことを、移住者にわかりやすく伝えるようなルールブック、言葉がきついです、そういった心得のようなもの、そういったものを作っていきたいと思っています。

その内容といたしましては、チェック形式で、いろいろなチェックをしていただいて、その移住希望者が、その移住先で、その地域でやっていけるのかというのが自分で確認できるような形にしていきたいと考えております。

それが一点目の地域のルールブック作成であります。

二つ目は移住定住促進モデル地区指定業務です。

地域が主体となって、移住定住の取り組みを行っている地区を、移住モデル地区として、指定します。

こちらで指定するわけですが、その地域でこれまでどういう移住の実績があったかというような事例を収集を作るなどして、町内の他の地域でも発信していきたいと考えています。

具体的には、移住者数の増加などの実績がある地域や、今後、積極的に移住定住の取り組みを行っていく地域を選定したいと考えています。

そして、その地域で、空き物件を重点的に掘り起こして、特に子育て世代を対象とした移住体験、空き家マッチングツアーを開催したいと考えております。こちらが、集落×移住者マッチング事業委託の説明になります。

次に、地域おこし協力隊の活動費補助金と起業補助金について説明させていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊活動につきましては、国の特別交付税で財源措置がされることになっております。

その財源措置の内容としましては、隊員一人当たり年間480万円の上限。報償費、給料という形で払う部分が280万円まで、それから活動費としましては200万円までとなっています。

そのため、特別交付税の範囲内で、隊員に報酬を支払うとともに、認められている活動費を、各協力隊員のミッションに応じて、本人たちの自立に任して、組み立てて使っていただくという形になってまして、基本概算払いをしまして、後で、しっかりその活動に使われているかどうかの確認をしていくというようなことをしております。

それが一般的な活動費です。

それで、次に、起業に要する経費につきましては、隊員一人当たり年間100万円を上限に、特別交付税で措置することができます。

それで今回、令和3年4月から委嘱していましたが、この3月いっぱい退任ということになります。

それで、佐野隊員ですが、その後、家で、ゲストハウスを開くということで、その起業に要する経費を、この1,000千円を充てて、来年度やっつけようと考えてます。

基本的には、内容としましては、厨房や工房の改装費、備品購入費、かまどの機械レンタル代、営業許可取得費等、こういったものを想定して1,000千円という形で計上しております。

次に三点目の移住コーディネーターでありますけれども、先ほど地域おこし協力隊でも説明しましたように、移住コーディネーターにつきましても、国の特別交付税の措置がありまして、一人当たり年間350万円を上限ということになっております。

その範囲内で支出できますが、報償費につきましては、地域おこし協力隊と同額、来年度につきましては、一月当たり21万4,000円を計上してまして、それを除いた部分について、活動費補助金ということで充てられますから、活動費補助金として、予算では、1,988千円を計上しております。

こちら地域おこし協力隊と同様、移住コーディネーターの活動の活動費補助金につきましては前払いを行いまして、その渡した金額の範囲で、自主的に事業を行っていただいて、後で適正に使われたかどうかを確認して、確定していくという形をとっております。以上です。

議長  
1 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増 田 恭 子 君 ) 集落×移住者マッチング事業の委託料ということで、質問させていただきましたが、こちらはもう委託先も決まっております、内容も決まっているということで今答弁をいただきました。

それで、モデル地区に関してなのですけれども、町で指定をするということだったと思いますが、こちらは今候補としては何地区ぐらい挙がっているのかをまず伺いたい。

あとは起業事業所経費補助金のところも、これは誰でもではなくて地域おこし協力隊の隊員を終了した後に森町内で起業することに関しての補助金という理解でよろしかったかどうか。

確か提案理由説明のところ、令和6年度は移住コーディネーターをもう一人、配置をするという話だったと思います。

こちらは活動費補助金が昨年が1,089千円だったところ、今年度ここに計上されてる金額が1,988千円ということになっておりますので、これは二人分ということで予算措置しているということでもよろしかったかどうかを教えてください。

議長  
定住推進  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 森下定住推進課長。

( 森 下 友 幸 君 ) 定住推進課長です。

増田議員の御質問にお答えします。

まず一つ目、集落×移住者マッチング事業委託事業のうち移住定住促進モデル地区指定について、何か想定があるかということですが、三倉・天方地区で移住が比較的進んでいます中村地区と鍛冶島地区の2地区を想定しております。

まだその通り指定すると決まってるわけではないですが、その

ように想定しております。

二番目の起業補助金でありますけれども、先ほど少し説明しましたとおり、卒業する地域おこし協力隊員のみ適用になる補助金であります。

それから三点目の移住コーディネーターの活動費補助金、自分ちょっと説明省いてしまったんですが、二人分の活動費ということです。

こちらも、現在一人委嘱してます岩瀬進哉さんがいらっしゃいますけれども、二人目につきましては、地域おこし協力隊を来年度の6月いっぱいまで卒業する横山隊員を想定をして、準備を進めているところであります。以上です。

議長  
1番議員

( 吉筋恵治君 ) 1番、増田恭子君。

( 増田恭子君 ) 最後ですけども、説明書の140・141ページ7款1項4目観光費のところになります。

0006遠州の小京都リノベーション推進事業の中の工事請負費の遠州森駅前目隠しフェンス設置工事1,243千円です。

こちらの設置をする理由、具体的な場所、工期等がわかりましたら教えてください。

議長  
産業課長

( 吉筋恵治君 ) 長野産業課長。

( 長野了君 ) 増田議員の御質問にお答えします。

140・141ページ、7款商工費1項商工費4目観光費の中の遠州森駅前目隠しフェンス設置工事に係る御質問でございます。

この事業については、その下の遠州森駅前観光案内看板撤去工事という事業がございます。

この観光案内看板については、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づいて、遠州森駅前全体の整備を行うという中で、修繕等も検討したのですが、台風等による倒壊の恐れがあるということ、老朽化があるということで、現時点で今来られる人が例えば駅なり、公共交通機関なり、そういう拠点のところはどういう観光されるか、何を見ていかれるかということ、昔だったら大きい

看板を見て、眺めながらこう考えたのですが、今はほとんどスマホなり何なりを見ながら歩いて行かれるとか、当然パンフレット見られるのですが、そういう意味でその大きい案内看板の役割が少し以前よりは効果としては少ないのかなということも含めて、撤去をしていきたいということを考えております。

その撤去の後に、その後ろ側に住宅がありますので、駅を出て最初に見る風景が正面になりますので、そこでその住宅の人がいろいろな人から見れるというのもあるでしょうし、その景観としても駅を降りて住宅の壁があるよりは、それなりの意匠のある目隠しのフェンスを玄関口としては整備したほうがいいのではないかとということで、そういったフェンスの設置を検討しているということでございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩をします。

(午後3時24分～午後3時35分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで産業課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 先ほど加藤議員からありました選定委員会に関する御質問でございます。

森町吉川キャンプ場・森町天方宿泊施設指定管理者選定委員会ということで、委員がおられます。

学識経験者として県職員の中遠農林事務所の地域振興課長、町職員として企画財政課長、森町観光協会として会長、森町商工会として事務局長、森町森林組合の組合長ということで、合計5人で選定委員会を開催して審議しております。

任期については、必要に応じて行いますので、しかも充て職ということでございますので、その必要に応じて開催するということになっておりますので御了解いただきたいと思います。以上です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

( 中根幸男君 ) 10番、中根幸男です。

二、三、質問をさせていただきます。

まず第一に、48・49ページ、2款1項1目の上段にあります電子決済システム使用料2,167千円ですけれども、大きな額ではありませんが、電子決済とは具体的にどのような形になるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、50・51ページ、2款1項2目中段から下にあります、森町シティプロモーション戦略策定業務委託料8,000千円。

このシティプロモーション、全国の自治体で進められておりますが、町で考えているのがどのようなものか、少し説明をいただきたい思います。

それから三点目、62・63ページ、2款1項10目、情報管理費の中の標準化・共通化システム整備委託料72,492千円、これは全額国の補助ということではありますけれども、どのような内容なのかということについて伺います。

議長

( 吉筋恵治君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平田章浩君 ) 総務課長です。

中根議員の1問目の質問にお答えをさせていただきます。

2款1項1目の電子決済システムでございますけれども、金額2,167千円です。

こちらにつきましては、現在役場庁内の決済につきましては紙運用となっております。担当が印鑑を押し、係長が印鑑を押し、課長補佐、課長、総務課長、副町長、町長ということで印鑑を押して、紙の媒体のものが決済で回ってきております。

これにつきまして今後デジタル化をしていくということで、職員1台ずつパソコン持ってますのでパソコンに決済書類が来て、問題なければ、印鑑を押して決済をすると、今度上の者にその書類がデジタルで飛び、決済をしていただくということで、紙媒体

ではなくて電子媒体、デジタルで処理をしていくといったものになっていきます。

こちらを導入をしていきたいというものでございます。

今までは目に見える印鑑を手で持って、紙の上に押しつけて決裁を回してたのですが、この電子決裁システムについてはコンピュータ上で自分の印鑑を押しつけて決裁を回していくというような形になります。

この電子決裁システムは、今年度総務課と企画財政課において1か月間お試しを実施をさせていただきまして、令和6年度導入ということでございます。

令和6年度ですが、決裁の範囲につきましては、電子系媒体で決裁するのは課長までということで考えております。

具体的な内容につきましては、予算を可決していただければ、内容について今後詰めていきたいと考えております。

中根議員の三点目の2款1項10目の標準化・共通化システム整備委託料の72,492千円でございますが、これにつきましては、国の地方自治体の情報システム標準化に向けた取組によりまして、令和2年度に閣議決定をされたデジタルガバメント実行計画によりまして、令和7年度までに地方自治体は、国が示す20業務において、標準化を行うこととされております。

現在、この標準化につきまして、仕様について国で決めて、その標準化の仕様に合わせて各自治体がシステムを構築するというものになっております。

20事業のうち戸籍と戸籍の附票については、標準化の仕様書がまだできてませんので、20事業のうち現在18事業の標準化の仕様書ができているという状況でございます。

ただし、本町は町でありますので、生活保護や児童扶養手当につきましては町ではなくて、県で実施をしておりますので、本町としましては、この2事業と先ほど言った戸籍と戸籍の附票の標準化の仕様ができていない2事業を除く16事業につきまして、令

議 長  
企画財政  
課 長

和6年度に標準化システムを構築したいということで予算を上げております。

ですので内容的には全国同じ仕様でこのシステムを運用するといった形でございます。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

ただいまの中根幸男議員の二番目の御質問にお答えをいたします。

予算書の50・51ページの中段の0002プロモーション推進費の委託料ということでございます。

御承知のとおり、シティプロモーションというのは一つの手段ということで、それが地域外にもし向けられた場合には、移住者であるとか観光客の増加であるとか、ふるさと納税の増加、あるいは町の認知度の向上と、そういった効果が発現される。

一方、地域内に向けてのシティプロモーションというのは、協働のまちづくりの促進であるとか、自分の住んでる地域だとか街を好きになってもらうといったそのシビックプライドの醸成につながっていくという効果があると考えられているところであります。

本町においては、町民が自分の住む地域に愛着を持っていたくということが結果的に外に対して最大のシティプロモーションになるのではないかとということで、町民のさらなるシビックプライドの醸成と、併せて県内外の多くの人に町の魅力を知っていただいて興味を持っていただいて、行きたい町・住みたい町として森町が選ばれるように町内全体でまず共通意識を持つ。

そして効果的な情報発信によるシティプロモーション活動を進めていくといった推進計画を策定していくための経費ということで計上させていただいたところであります。

この委託料8,000千円の内容ということでございますけども、これにつきましてはシティプロモーションを取り組んでいくため

の基本計画と実施計画の作成、それから印刷。

そして前提として意向調査等も考えておりまして、町民アンケート調査であるとか、庁内各課でもシティプロモーション活動を取り組んでおりますので、そういった各課のヒアリングの実施に対する支援、あるいは町民のワークショップを開催をして、町民はどう考えているかと、そういったところの会合を開く際の支援であるとかシティプロモーション会議を開催する、あるいは職員研修と職員のシティプロモーションに対する意識の向上とそういった意味で職員研修などもこの委託料の中に含まれている。

さらには、シティプロモーションの戦略基本計画の策定後は、そういったものを作りましたという広報等も必要であろうということで、そういったところのをトータル的な支援をこの委託料の中で取り組んでいきたいと、そういった内容になっているところでございます。以上です。

議長  
10番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 10番、中根幸男君。

( 中 根 幸 男 君 ) 49ページの電子決裁システムの関係で確認させていただきたいと思いますが、完全なペーパーレス化ということではなくて、総務課長の段階で印刷をかけて、副町長、町長に回していく。

最終的には紙媒体で収入調定あるいは支出票を綴じ込んでいくという形になるのか。

それから、63ページの標準化・共通システムの整備委託料、これは全国共通だということですが、どのような狙いというか効果なのかということをやっとまだ分かりにくいので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう一点、予算(案)概要、町長のマニフェストで区分にした29ページ、保育料無償化拡充事業ということで、21,203千円計上されております。

具体的には、説明書の103ページの保育園委託料、あるいは105ページの地域型保育給付費、これは小規模保育所の関係ですが、

こうしたものに盛り込まれていますから、具体的に予算としてこれはずばり計上しているわけではございません。

お聞きしたいのは、概要の備考欄にあります「町独自の子育て支援施策として保育料を第2子半額、第3子以降無料から第2子以降無料とする」ということになってます。

この第1子・第2子の捉え方、これをどのように解釈しているのか。

我々が考えてる単純なる第1子・第2子ではないというように思うのですが、その辺はどうでしょうか。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

中根幸男議員の再質問の一点目についてお答えをさせていただきます。

電子決裁システムでございますけども、先ほど課長までということと答弁をさせていただきました。

副町長、町長につきましては、今後の状況を見ながらということになるかと思えますけども、具体的に課長まで来た後にどのように運用をして副町長、町長に持っていくかということについては、中根議員おっしゃるとおり、紙に出していくというようなことにはなるかと思えますけども、詳細については今後検討していきたいと考えております。

それから二点目の標準化・共通化システムの目的といいますかメリットといいますか、そういった部分でございますけども、課題として、それぞれ自治体ごとにシステムを構築をしておりましたので、維持管理費、制度改正時の回収漏れ等々それぞれ地方自治体で対応しているということでそれぞれの自治体に負担が大きいという問題がございました。

それから情報システム課員の調整が負担となってクラウドによる共同利用が難しいと進まないという状況もございました。

あと住民サービスを向上させる最適な取組として国が統一をし

議 長  
総務課長

てクラウドに載せることが最も有効であるという結論に達しまして、こういった考え方が出てきてそれを進めているというような状況でございますけれども、それは理想の話で、そういう形で進んでいました。

現在位置としますと、そうは言っても、市町村ごとの独自のシステム改修をしたシステムが必要だというような考え方もまた出てきておりまして、標準化のものをガバメントクラウドということで、国が推奨するクラウドに載せて共通利用していくという方向性ではあります。

それぞれの自治体でサーバーで管理をすることをやめていくという方向性ではあったのですが、なかなか理想どおりにはいかないといえますか、コストが非常にかかるという問題が出てきておりまして、現在少しトーンダウンをしているという状況ではありますけれども、令和7年度の20事業のガバメントクラウドに標準化システムを載せていくという方向で進んでおりまして10割の補助をいただけるものですから、本町につきましても、その方向では進んでいるといったことでございます。以上です。

議 長  
健康こども  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。

中根幸男議員の二点目の御質問にお答えいたします。

予算当初予算（案）概要の29ページの上から4行目の保育料無償化拡充事業の備考欄でございます。

第2子の考え方ということだと思いますが、現在国が言っている第1子・第2子のカウントの仕方というのが、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントする、第2子が半額で第3子以降は無料という形で今現状はそうなっております。

町独自の施策としまして来年度考えているところにつきましては、保育所等を利用する最年長の子供を第1子と考えて第2子以降を無料とするという形になりますので、人によっては、就学前のお子さんが、例えば卒園のタイミングでもう小学生になってそ

の子が第1子であると、第2子の無料化には該当しなくなるという形になりますけども、これについては、全員ではございませんので、年収360万未満の人については、多子世帯の上限の年齢制限はございませんので、第2子になると考えることも人によってはございます。以上です。

議長  
10番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 10番、中根幸男君。

( 中 根 幸 男 君 ) もう一点。

68・69ページ2款2項1目、企画総務費の上段に遠州の小京都まちづくりロゴマーク制定支援業務委託料。

今までもずいぶんいろいろロゴマークを作ってまいりましたが、それらを統一した取組というような副町長の説明もございました。

この辺は、どのように考えて、これからどのように公募していくのか、その点だけお伺いをしたいと思います。

議長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

中根幸男議員の御質問にお答えします。

予算書の68・69ページの上段の0005遠州の小京都リノベーション推進事業の委託料というところでございます。

これにつきましては、委託でもって、このロゴマークを作成していきたいと考えておりまして、そのための経費を計上しているというところでございます。

令和6年度の当初予算等でもこの遠州の小京都リノベーションの推進事業というのが予算計上されておりますけれども、いよいよ具体的にこのまちづくりに取り組んでいくということで、やはり全課を挙げて、場合によっては民間も巻き込んで取り組んでいくと。

そのための統一感を持たせるということで、統一した取組意識の醸成も図るといった狙いもございます。

そしてまた、ロゴマークを作るということによって、森町を発

信する際の一つの道標といいますか、そういったことも可能になるのではないかと。

また、ロゴマークを作成をするにあたって、町民にも参加をいただくということでそれはとりもなおさず、シビックプライドの醸成を図ることになるという趣旨で、今回計上させていただいたというところのものでございます。

この内容でございますけれども、基本的にはいわゆる専門家、デザイナーに委託をして、デザインの案を作成をさせていただきたいと思っております。

複数案作っていただいた後に、庁内役場の中でも少し検討させていただいて、そのうえで、町民参加のための一つの手段といいますか、町民にも投票していただいて、そして決定をしていきたいと考えているところでございます。

投票のための周知についてもこちらの委託経費の中に盛り込んでおりますし、またマークが決定した際は、そのマークの周知啓発についてのポスター等の作成経費まで含んだ予算委託料の経費となっているところでございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

( 佐 藤 明 孝 君 ) 169ページの18節の右側、0004英語教育推進事業というところで、3,600万余の予算が計上されております。

この内容については、どういった取組の計画なされているのか。そして、これにつきましては、対象としているのは小中学校もしくは町民等も対象とされているのかという、この点。

そして、二点目が175ページの17節の右側、0002のところ小学校 I C T 推進事業が記載されております。

ここにも当然予算が計上されておりますが、179ページ、同じく17節の右側、0002中学校 I C T 推進事業ということで同じく予算計上されておりますが、この小学校・中学校の I C T の推進事

議 長  
学校教育  
課 長

業につきましては、いわゆるG I G Aスクール構想の更新的なものも見据えてのものなのか。

内容的には、こういった形で推進事業が行われるのかその点をちょっと御説明をお願いしたいと思います。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目でございます。

169ページ、10款1項の事業でございます。

0004英語教育推進事業について、どのような取組をされているかというような御質問でございます。

こちらにつきましては、各幼稚園、小中学校を対象といたしまして、単に学校の教科による英語はもちろんですけれども、生の英会話に親しむ機会を作るということで、国で実施している事業がございますけれども、そのJ E Tから4人のA L T外国語指導助手を設置をいたしまして、各小中学校幼稚園に配置をしております。

実際に教科だけではなくて、学校に配置することによりまして、学校での行事でありますとか、休み時間であるとか、常に外国語と接する機会を得る中で、外国語に対するハードルといいますか、授業としてだけではなくて、日頃からの接触について外国文化に親しむというようなことを目的として行っている事業でございます。

また4人のA L T以外にも外国語指導助手として会計年度任用と委託合計6人を配置しております。

この取組というのは、全小中学校以外の町民を対象としたものではございません。

二つ目の御質問でございます。

175ページ、10款2項の中段ほどにあります0002小学校I C T推進事業についてでございます。

こちらにつきましては先ほど佐藤議員にも御案内のとおりですが、GIGAスクール構想によりまして、児童生徒一人ずつICTのタブレットを活用して、今までペーパーと口頭で授業を行っていたものを、ICTの機器を利用した取組を展開しております。

こちらにつきましては、機器自体は、全児童生徒に配置はしてありますけれども、それを使って情報教育を進めるために、このICT推進の中で、まずは基本といいますか使い方の準備、あとそれを発展的に利活用して、それを有効に活用する手法というのを生徒だけではなくて、教師も一緒に併せて行うことによって、今まで発言を、例えば教室の中でたくさんの人数をいっぺんに授業をしているわけですが、個々の意見であるとか、同時に、授業に参加することによってそれぞれの個々に応じた対応ができるというようなことを併せてICT推進の中に盛り込んでおります。

ICT推進事業の中には、先ほども申し上げましたようにその機器の配置だけではなく、情報アドバイザー委託料ということで、ICT支援員の派遣も含んでおります。

各学校に、機器の使い方やトラブル時の対応だけではなくて、先ほど申し上げましたように、授業の有効的な活用についてのアドバイスをしたり、準備をしたりするような委託料であります。

来年度に新たに予算化させていただいておりますが、教育用コンピューター使用料ということで、13,505千円の計上をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、GIGAスクールで整備したタブレットを利用しまして、学びパートナー支援システムということで、ペーパーレスシステムが目的ではございませんけれども、例えば日々の体調管理でありますとか、朝学校へ行って今日の体調を入力するとか、あと水泳をやる前、マラソンをやる前とかですか、あと読書カードでありますとか、アンケート等いろいろな児童生徒の状況を把握する機会がございますので、そ

これらの集計をするためのシステム、または児童生徒が作品等を日々ごさいますので、それを格納するためのシステムを入れるもの、またメンタルログとして心の健康観察を行うということで先ほど毎日の体調管理を申し上げましたがそれと併せて、いじめ等心の健康観察をするために、日々の状況を観察できるようなシステムを入れる予定といたしますか、予算とさせていただきます。

したがって、学校生活の中でICT機器を授業だけではなくて、学校生活の中で広く活用していくという内容を含めてのICT推進事業という内容でございます。

3問目、179ページの中学校ICT推進事業についても御質問をいただきましたけれども、ただいまの小学校のICT推進事業と内容は同じでございます。以上です。

議長

(吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田彰君)まず一点、74・75ページの0001、税務課、賦課徴収事務の委託料(電算関連)。

これは、森林環境税と定額減税の改修ということですが、財源、国の補助金は、入ってきているのか。

それから2問目、124・125ページ。6款1項4目の畜産振興事業費、0001食肉センター再編事業負担金。

昨年の当初予算ですと、15,450千円だったのですが、かなり今年度増額されています。その理由を教えてください。

それから、128・129ページ、農地事業費の0002、県営事業負担金。これは向天方ということですが、土地改良事業になるのでしょうか。もしそうなりますと、地元の負担金など、詳細も分かれば教えてください。

まずその三点をお願いします。

議長

(吉筋恵治君)鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文君)税務課長です。

西田議員の一点目の質問、74・75ページの0001賦課徴収費の中

の委託料（電算関連）ということで、森林環境税システム改修業務委託料、定額減税対応システム改修業務委託料でございます。

こちらにつきましては、森林環境税システム改修委託料は12月議会で債務負担を打たせてもらっていたものでございます。

この国の補助金あるかということでございますが、森林環境税の関係につきましては、森林環境譲与税ということでシステム改修以外の徴収部分も含め、今度逆に国を経由して森町に入ってくる部分がございます。

ですのでこちらにつきましては、その部分がありますので、国の補助金、システム改修に対する補助金というものはございません。

あと、定額減税対応システム改修業務委託料につきましては、給付の関係も含めた中で交付限度額があるということを知っておりますので、その中で賄う形になりますが、実質的にこの定額減税対応システム改修業務委託料につきましては、国からの補助金という形の充当はございません。以上でございます。

議長  
企画財政  
課長

（吉筋恵治君）佐藤企画財政課長。

（佐藤嘉彦君）企画財政課長です。

ただいま西田議員の御質問の中の定額減税に関する財源の関係ですが、これにつきましては、定額減税制度のスキームというのは明らかになってはいますが、それに対する補助額がまだ現時点で未定ということですので、当初には計上していないというところがございます。

今後明らかになり次第、また補正等で予算計上していくという考え方は一つあるかなと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長  
産業課長

（吉筋恵治君）長野産業課長。

（長野了君）産業課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

説明書の124・125ページ6款1項4目畜産費の食肉センター再編事業負担金ということでございます。

これにつきましては御案内のように、食肉センターの整備を行うと、現在浜松と小笠、菊川市にある2か所の食肉処理施設が老朽化していること、また輸出等を考えたときに、ハサップHACC Pシステムによる食肉処理を義務化していくことになるということから、菊川市において、食肉センターの整備を県主導で行っているところでございます。

昨年度に比べて増額しているということでございます。

年度計画の中で、令和5年度につきましては、実施設計、受水槽の工事。

令和6年度については、本体建築工事、受水槽の工事ということで、本格的に整備に入っていくということでございますので、その全体事業費が大きくなるとともに、その負担割合の中で、森町の負担金も増額していくということでございます。

もう一点、説明書128・129ページ、上段6款2項2目、農地事業費の中の県営事業負担金の中の県営経営体育成樹園地再編整備事業（向天方）負担金ということでございます。

これについては、向天方地区にある茶園について、一定程度の集団的な茶園があるわけなのですが、そこについてやはり茶業が厳しいという中で、生産者の支援という中で、インフラの整備を行っていききたいということを町から要望して県が事業主体となって、県営経営体育成樹園地再編整備事業ということで、国の補助金50パーセント、県30パーセント、町20パーセントという負担割合の中で、整備を行ってまいりたいと思っております。

そういった中で、来年度の内容としては農作業道、いわゆる農道でございます。農道をちょっと拡張して、常用の機械の導入なり何なりがスムーズにいくということと、宝太寺のところにあるのですが、茶園から来る水の排水路がありまして、そこが一旦水が出たときに、水が少しあふれるということもあって、それも前

議長  
11番議員

々から地元の要望もございましたので、それも併せて排水をということで、整備を予定しております。

そういった工事の負担金でございます。

農道ということでございますので、例えば田んぼの所有者、農地の所有者の中に暗きょ排水とか、そういったものを整備するものではございませんので、共同で使うというところもありますし、一部町道部分もございますので、そういった意味では現時点ではその地元の所有者の負担については、もらっても定額ということになりますので、一定の定額があたる人あたらぬ人いるんですが、基本的にはその町が負担していくということで現在は考えております。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) そうすると、森林環境譲与税は贈与されるお金から使うということで、次の7年からはもうこれは必要ないと。

システムが改修されれば、今後毎年贈与税がくるに対するあれはないということですね。

それと、135ページの下段7款1項1目の商工費0002商工総務経費、それと0003の中小企業等コスト削減支援事業及び地域観光活性化支援事業ですが、コスト削減と支援する中に入ってます。

中小企業の皆さん、本当にぎりぎりでもコストも削減しながら目一杯頑張ってくれていると思いますが、農業の肥料高騰に関しては、国の補助をもらうために、水田に堆肥を入れたり、そういったものをやらないと補助金もらえない、その堆肥を入れるとお金がかかるわけです。

それで、もらった補助金よりも倍ぐらい、堆肥を入れる方がかかってしまうということで、非常につらいなというところがあります。

ですので、この辺の中小企業のコスト削減っていうのは、どの程度コストを削減すればいいのか。

その辺がちょっと逆に厳しくしてしまうのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

それから、地域活性化支援事業というのもあるわけですが、この地域活性化支援事業というのとはどのような事業になるのでしょうか。

それから、114ページの下段0003遠州の小京都推進費委託料及び0005観光誘客推進事業委託料、森町の舞楽動画作成委託料と観光誘客及び森町の魅力発信事業委託、これがなぜ別枠なのかなと思うわけです。

委託先がそれぞれ別だと思うのですが、こういったものを魅力発信するならば、動画を作るのであれば同じ委託先で一つのものとして委託すればいいと思うのですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

それから143ページ、体験の里振興費。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 西田議員、3質問です。

再質問も含みます。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 体験の里はストップします。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 説明書134・135ページの7款1項1目の中小企業等コスト削減支援事業補助金、地域観光活性化支援事業補助金について、まずお答えいたしたいと思います。

まず、中小企業等コスト削減支援事業補助金でございます。

これについては御案内のように、エネルギーや資材等、物価高騰の影響を受ける事業者の経営継続を支援するために、省エネルギー機器やコスト削減に資するシステム導入等のコスト削減への取組に係る費用の一部を支援したいと思っております。

要件として、町内に1年以上事業所を構えて、事業を継続し、かつ今後も継続の意思があること、直近の決算における光熱水費が対前期と比較して、10パーセント以上増加している、又は売上原価が対前期と比較して5パーセント以上増加している町内の中

小企業が実施します省エネルギー機器やコスト削減に資するシステム導入に係る経費の一部を支援していきたいと思っております。

また、現在大企業については賃上げ等がそのスケールメリットを生かして行える環境にあるのかもしれないですが、中小企業さんの賃上げというのはなかなか厳しいと。

ですけれども、賃上げしないと来る人がいないとかということもございますので、中小企業の賃上げ環境の整備を図るために一人当たりの人件費を上がっていく中で、その業務を改善していけば、一人の人件費、例えば給料を上げることができるという意味で、業務改善ソフトの導入やキャッシュレス機器、セルフレジ等の導入についても支援していきたいということで、それについては、DXの推進という観点からも、補助上限額を増額していきたいと考えております。

補助率については、補助対象経費の3分の2で、上限が30万円。

ただし、人件費削減に資する機器の導入に取り組む場合は、上限50万まで増額したいと考えております。

例えばどんなものが対象になるのかということで、具体例を挙げますと、LEDの照明機器でありますとか、高効率の冷蔵、冷凍庫でありますとか、高効率の空調設備、あとはエネルギーマネジメントシステム、EMSというのがあるのですがそういうの導入など、これがそのまま固定費削減に資する取組の例でございます。

人件費削減に資する取組の例とすると、例えばインボイス制度電子帳簿保存法対応の会計ソフトの導入であるとか、受発注ソフトの導入、決算ソフト等の業務改善ソフトの導入経費、キャッシュレス機器、セルフレジの導入費用等に対して支援をしていきたいと考えております。

試算とすると、30万円が25事業所ぐらいで50万が5事業所ぐらいかなということで、10,000千円の予算ということで検討をして

いるところでございます。

もう一点、地域観光活性化支援事業補助金これが6,000千円と  
いうことでございます。

現在皆さん御承知のように、エネルギー資材等、物価高騰の影響を受けて、新商品の開発とか、広告宣伝への投資になかなか踏み切れないといった町内の観光関連事業者の観光誘客のための取組を支援したいと考えております。

例えば、新たな観光商品の開発、土産品の開発であるとか、パンフレットやホームページの刷新等、要は人を呼び込むためのソフト事業等々に対して補助金を支援していきたいと考えております。

これについてはやはり観光ということでございますので、事業主体自体は町観光協会とし、間接補助としたいと思っております。

補助率については、補助対象経費の10分の10以内で上限30万円と考えております。

具体的な企業の例を少し申し上げますと、例えば、新商品の開発のコンサルティングの費用でありますとか、パッケージデザインを新たなものにしていきたいとかいった費用、あとは試作品の製造費用等々挙げられるのかなど。

あとは、宣伝に関わる部分として、パンフレットの作成であるとか、更新の費用、ホームページの更新費用等々を対象にしていきたいと考えております。

予算額の規模とすると、30万円の20事業所ということで、6,000千円を計上させていただいているところでございます。

もう一点、予算書の138・139ページの下段、商工費の中の観光費の部分になりますが、森町の舞楽動画制作業務委託料、次のページ140・141ページの観光誘客推進事業委託料、森町の魅力発信事業委託料をそれぞれ計上させていただいております。

なぜばらばらかということでございますが、まず138・139ページの森町の舞楽動画制作業務委託料については、それこそこの細

目が0003遠州の小京都推進費とございますが、遠州の小京都のまちづくりを進めるにあたって、舞楽の動画制作をしていきたいということでございますので、目的が違うということでございますので、予算の計上するところも異なるということでございます。

現在考えている委託先についても、委託先が違うというところもございます。

次に141ページの委託料の観光誘客推進事業委託料、森町の魅力発信事業委託料でございます。

これについても、観光誘客推進事業につきましては、観光協会へ委託するものでございます。

これについては、江東区民まつりへの森町PRブースの出展であるとか、他自治体が実施するイベント等へ森町のPR事業を森町観光協会に委託して行っているということでございます。

これについては、例えば令和5年度につきましては、観光誘客推進事業の実績として、4月16日の小國神社十二段舞楽にそういうブースを設けたりすることから始まり、今年度については、3月31日、年度末の最後まで、小田原のかまぼこ桜まつりへ出店するなど、年間で26回の観光誘客の推進事業をやっているというところでございます。

今年度は大河ドラマ関連もございましたので、少し減るかどうかわからないですが、コロナから復活して、例えばジュビロさんであるとか、ベルテックスさんであるとか、そういったスポーツ関係のイベント等も増えておりますので、令和6年度においても同等の事業になるのかなと思っております。

森町の魅力発信事業委託料についても、御案内のようにPRキャラクターコモコモを活用した森町のPR事業でございます。

これにつきましては、コモコモを活用して、第2段階として、森町の誘客を図るため、小國神社や大洞院等の森町の観光施設と連携し、町全体でのARスタンプラリーを実施していきたいと考えているところでございます。

なお、舞楽についても、新しい事業でございますので、少し説明をさせていただきたいと思えます。

森町舞楽動画制作業務委託料ということで、森町の三大舞楽、無形文化財にもなっております。

この舞楽について、森町の観光PR素材として、今年度については、森町の祭り動画を作成したわけでございますが、それに引き続き森町の舞楽の動画を作成していきたいと考えております。

現在、森町の舞楽動画ということで、それをそういう視点でとらまえて、しっかり整理して発信しているといったものはございませんので、そういったものをしっかり作成して、ユーチューブの配信だけでなく、今後考えている観光情報発信基地等での放映にも活用して、その舞楽については当日来ていただいて来られていただいた神社の雰囲気の中で、あの舞台の中で見ていただくということも非常に良いやっていたきたいし、体験していただきたいことではありますけれども、そうではない時期に来られた人についても、町にはそういった無形文化財があつて、地元の人が一生懸命舞楽を地元の中で引き継いで、それを今もなお、ずっと神社に神様に奉納しているといったこともしっかり見ていただくことによって森町の魅力を発信することになると、遠州の小京都のまちづくりというテーマに沿った事業でございますので、別々に計上させていただいているということでございます。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

先ほどの西田議員の森林環境譲与税のシステムの改修の関係でお答えを差し上げたいと思えます。

このシステム改修事業自体に譲与税を充てれるのかという御質問でございますけれども、これについては譲与税の性格そのものが、市町村が実施する森林の整備に関する施策等に関する費用に充てなければならないとされておりますので、このシステム改修そのものに譲与税を充てるものではないと考えているところでござ

議 長  
企画財政  
課 長

います。

それから、このシステム改修自体が継続事業なのかどうかということでございますが、このシステム改修自体は令和6年度から、年額1,000円を徴収をすることに伴うシステム改修ということでございますので、現時点では継続事業ではなく、令和6年度のスポット事業ということで理解をしているところでございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩とします。

(午後 4時37分 ~ 午後 4時50分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思います。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって本日の会議時間を延長することは、可決されました。

したがって会議を継続します。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 142・143ページ、体験の里振興費、運営コンサルティング業務委託料ということです。

この委託する理由としては、現状把握と課題解決のための助言及び提案となっております。

この施設も長い年数が経ちまして、少しやっぱり行政側も何とかいけないと思っていると思いますが、施設の運営を根本から変えるという視点ではないようです。

一部運営内容を変えるということだと思います。

これは私は思いますが、別枠というか町からコンサルティング

料を出すではなくて、アクティ森、事業者が、こういったものをコンサルして、アクティをどうするかと考えた方がいいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

それから156・157ページ、0001、8款5項1目、住宅指導支援費ですが、建築物等耐震化促進事業費補助金。

耐風、風に対して屋根瓦が飛ぶ、そういうことを対応するための補助金を出すということではありますが、建築物耐震化促進事業住居を耐震診断してやろうとすると、一番の問題は屋根瓦です。

この屋根瓦が重いままではものすごく耐震補強の費用がかかります。

屋根が軽くなれば、耐震補強というのは、家の構造とかそういうものによっても違いますけど、私は屋根瓦も補助対象に入れるべきじゃないかなと思います。

ある人が診断をして、見積りを出していただいたら、屋根瓦が400万ぐらいかかると。それで耐震が400万ぐらいかかると、800万じゃとてもじゃないができないよと。もう私らおばあさんと二人だけだから、もうしょうがないねというようなことを諦め顔で言ってました。

やっぱりその辺、耐震工事を促すには、屋根瓦の補助もこの中に入れるべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

それからもう一点、165ページの0002防災施設整備費で、天方コミュニティ防災センターの購入というのには賛成をいたしました。

ここの場所です、内装とかそういうものをやるっていう予算ですけども、七夕豪雨のとき、ここを三倉川と吉川が合流近いところですね。

議長 (吉筋恵治君) 西田議員、それは防災課担当。

所管が違います。

11番議員 (西田彰君) すみません。二点お願いします。

議長 (吉筋恵治君) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

説明書を142・143ページ、上段の7款商工費1項商工費6目、森町体験の里振興費の中の森町体験の里運営コンサルティング業務委託料に係る御質問でございます。

今、西田委員からこの経費については、例えば、株式会社アクティ森で委託料を出して、考えていくべきではないかといった御指摘かと思えます。

私共もこのアクティ森、森町体験の里をどうするか、今後の運営の仕方をどうするか、先ほど申し上げましたように現状把握、分析、課題解決のための助言、提案をいただくということで、そういった作業、そういった検討はやはり必要な時期であり、やらなきゃいけないということで、西田議員からのようなことも、当然株式会社アクティ森からということも検討させていただきました。

その中でやはり何をもって町が負担していくかということに関してでございます。

一つはやはりアクティ森の施設自体が町が持つてる公共の施設であるということ、それを管理運営していくということで指定管理で、株式会社アクティ森でやっていくということ。

それと、現状分析、課題整理、今後どういったことをやっていこうかといったときに、例えば現のパターゴルフ場を違う用途にしてはどうかとか、グラウンドゴルフ場のところを違うメニュー、違うサービスを提供していくべきかどうかとか、体験のメニューを変えてはどうか、施設の中身、あとは施設をもっと増やしたらいいじゃないかとか、そういった検討も中には入ってくるでしょうし、それを考えるとといったときに、当然そうすると借地の部分もありますが、町の持ち物である土地なり建物をいかにしていくか、どういうふうに変えていくかということも検討の中なりに入ってくる可能性もあるとこういうことでございますので、やはり町の責任として公共施設をいかに当初の目的であった中山間地域

の振興と、あとは観光の発信、あとは森町外町内外含めて、来ていただく施設としてどういったものがあるかといったことを、そのコンサルティングの延長の中、当然そのコンサルティングをしてどういうふうにしていくかという大目的には、先ほど申し上げましたようなことが含まれるということ踏まえると、町でしっかり委託をしていただいて当然その検討の中には、株式会社アクティ森、具体的には支配人、当然森町の産業課の職員等々が入って、検討を進めているところでございますので、今言った趣旨で、町で委託料を計上していただいて認めていただいた中で継続事業ということで債務負担行為でございますので、令和6年度の当初予算に載せていただいて、検討していきたいということでございます。以上です。

議長  
定住推進  
課長

( 吉筋恵治君 ) 森下定住推進課長。

( 森下友幸君 ) 定住推進課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

156・157ページ、8款5項1目事業0001住宅指導支援費のうち建築物等耐震化促進事業費補助金の中にあるメニューで、屋根瓦の改修も事業の対象にしたかどうかという御質問だったかと思うのですが、来年度予定している風に対する屋根瓦の事業について、まず御説明させていただきたいなと思います。

令和6年度から新規事業として予定しています、屋根瓦の耐風診断および耐風改修につきましては、近年勢力の強い台風が直接上陸することによって、瓦屋根の飛散脱落等の強風被害が続出しています。

そういうことを受けて、国は瓦の緊結方法、結びつける方法ですね、基準を令和4年1月1日から改正しまして、それに伴いまして、住宅等の瓦屋根の強風に対する対策を強化するため、既存住宅の耐風、風に耐える診断及び耐風、風に耐える屋根の改修費用に対する支援制度を創出しました。

県内でも、牧之原等で突風被害が発生しておりまして、県も令

和4年度から国支援制度を活用して、屋根の耐風診断及び耐風改修を推進しており、県内市町に導入の周知を図っているところです。

近隣でも令和4年度から磐田市、袋井市、牧之原市、藤枝市、令和5年度からは菊川市、浜松市がこの制度を導入しております。

制度の内容としましては、耐風診断と耐風改修工事におかれておりまして、まず、その屋根瓦が風に耐えられる屋根なのかどうかということを診断をします。

それで、風に耐えられない屋根だということが分かった後に、屋根の改修工事を行うという事業になっております。

事業の内容としましては、耐風診断に要する経費の限度額としまして1棟当たり3万1,500円、補助額の上限を2万1,000円としまして補助したいと考えております。

また、耐風改修につきましては、工事費の23パーセントを上限ということで、それで上限額を55万2,000円と設定しました。ですので、耐風診断で2万1,000円、それから耐風改修で55万2,000円を補助するという、予算を計上させていただいております。

こちらの当初の見込みですと、耐風診断が3棟、耐風改修が2棟ということで予算計上しております。

こちらは、先ほどから説明してますように、地震ではなくて台風とか突風被害とか、そういったもので屋根瓦が飛んでしまうということを防ぐということの主眼に対策するものであります。

西田議員からお話あった、耐震改修で屋根瓦の改修を進めた方がいいのではないかというお話だったのですけれども、現在の制度の作りとしまして、木造住宅の耐震改修事業一体型ということで、耐震診断と改修工事をセットとして行った場合に、一般世帯120万円、高齢者等世帯140万円を限度に補助するというものです。

耐震診断を行ってほとんどの住宅が1.0未満ということで、その1.0以上にする改修工事を行えば補助が出るという制度になっております。

ここに資料がないので、自分の記憶でお話しますが、実際、県の補助事業はその建物2階建てだったとしますと、1階のみ改修して、評点が1.0確保できれば、補助の対象にするよということでほとんどの申請で、2階建てだったとしても、1階のみの改修で、耐震改修を終わらせているというのが事実だと思います。

自分の記憶では、瓦屋根まで手をつけたという事業はないかなと思います。

ほとんどが壁量が少ないところに、筋交だとか、補強壁だとか、それとか基礎の補強だとかということをやって1.0を確保しているというものです。

実際屋根をいじりますと、先ほど西田さんからあったように、思った以上に何百万というお金がかかるということで、実際皆さん、気にはされているけれども、そこは手をつけてないという状態です。

それで、実際、設計をする建築士に聞かしても、屋根瓦の効果というのは、実際に筋交だとか、補強壁を入れる工事をすれば、耐震性能のアップに寄与しないという話を聞いてまして、実際の先ほど言ったように、森町で補助しているので、屋根の改修をしてないっていうのはそういったことが理由になるのではないかなと思っております。以上です。

議長

(吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸章夫君)6番、岡戸です。

一点だけお伺いします。

ページがちょっと分からないので、この51ページの政策企画課の中の行政情報提供サイト使用料というのが行政で使っている公式ラインのやってる所なのか、ちょっとそこら辺をまず教えていただいて、他の部署、例えば総務課であれば、どこの事業なのかちょっと教えていただきたいんですけども。

その上で、予算どうのこうのではなくて、ちょっと最近気にな

った3月5日に、LINEヤフーが情報漏えいがあったということで、総務省から行政指導があったということで、報道されてきました。

行政として公式にラインを使っているということで森町は大丈夫なのっていうのが、当然我々もユーザーとして思うところがあります。

そういったときに、やはり行政側からこういう報道があったけれども森町ではそういった情報漏えいに関連してることはなかったですというような情報提供をしていただけると、やっぱりそこは一つ大事なことかなと思ってます。

これからDXとか、いろいろなクラウドとかいろいろ使っていく中で、そういったときに良い情報もそういう悪い情報も迅速にユーザーに提供していくというのは、一つお互いの信頼関係を保っていく上で必要なことではないかなと思うのですけれども。

そこら辺の対応、ちょっと予算と離れるかもしれないですけども、そこら辺の考え方について、お願いします。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

公式ラインのの使用料につきましては、50・51ページの2款1項2目の使用料及び賃借料の中にライン連携ツール使用料ということで書かさせていただいてございます。

この費用が岡戸議員質問の費用ということになるかと思いません。以上です。

議長  
6番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡 戸 章 夫 君 ) それで、漏えいが今回あったと、そういった事情のときに森町では大丈夫ですよというようなアナウンスをいただくとユーザーとしては非常にありがたいんですけどもということで、今後そういったことが対応していただけるのかという一言コメントいただければ。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

漏えいがなかったという事実正確に情報を持つてるわけではないですから、今私の認識ですと、なかったということで書類上見た記憶がございますけども、ちょっと曖昧な部分がありますけども、これについてユーザーにどういう状況だったかということについては、情報を提供するようにしていきたいと思っております。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第25、議案第30号令和6年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第26、議案第31号令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 前年度に比べますと歳入がかなり保険料が上がるわけですが、これは後期高齢者の保険料の引き上げの影響かと思いますが、平均で大体どのぐらいの負担増になるのか。分かればお願いします。

議長 (吉筋恵治君) 鈴木住民生活課長。

住民生活 (鈴木知寿君) 住民生活課長です。

議長 ただいまの西田議員からの御質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、先日の2月の全員協議会等でも御説明をさせていただいたというところがございますけれども、一人当たりで概算でございますけれども、年間8,000円程度を上昇するといったところでございます。以上です。

議長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 低所得者の負担は少額だと思いますが、その段階、収入階層、所得階層というのをちょっと簡単に教えてください。

住民生活  
課 長

( 鈴 木 知 寿 君 ) 住民生活課長です。

ただいまの西田議員からの再質問についてお答えをいたします。

所得に応じてというところで、軽減が当然入っております。

7割、それから5割、2割軽減という形になっております。当町につきましては、大体、現在の被保険者数の中で、こちらの7割5割2割の軽減者の対象の数が大体3分の2が軽減対象になっております。

令和5年度で言いますと、被保険者数が3,321人いらっしゃいます。

そのうち7割軽減になっていらっしゃる人が1,265人、5割軽減が489人、2割軽減が444人という形になっております。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第27、議案第32号令和6年度森町介護保険特別会計予算を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川岸和花子 君 ) 川岸です。

説明書15・16ページの1款2項介護認定審査会費の認定調査等の10節、介護認定調査委託料581千円ですが、去年よりも半分ぐらいに減ってるのですけれども、この理由を教えてくださいというのが一点です。

23・24ページ、地域支援事業費、3款3項包括的支援事業費0002、03あたりの在宅医療、また在宅支援ということで、昨年度からも、在宅の医療と介護を充実させるという目的で、そういう方向でというお話があったのですけれども、この中の生活支援体制整備事業委託料などが増えておりますが、何か以前と方向を変えているとか、違う事業をしているとかあれば教えてください。

以上二点です。

議長  
福祉課長

( 吉筋恵治 君 ) 小澤福祉課長。

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

まずは認定調査のところでございますが、委託料が減っているというところで、会計年度任用で調査員を全ての年間を通してではないんですけども任用したいと考えております。

これについては年間を通じて認定調査がやはり増えてくる。調査に行くのが大変忙しくなる時期が後半出てきます。そういった時期に委託だけをお願いしていると、なかなか動きが良くなってお待ちいただくことも出てくるわけです。

そういったときに中の職員ですぐに対応できる、窓口にお客さんが来て、すぐに計画のスケジュールを確認しながら対応できるようになるともう少しスムーズな動きができるのではないかと、今お願いしている人の資格の期限が迫っているというところもございまして、そのところで、委託料と会計年度任用のところでは少し調整を図らせていただいたものでございます。

それから、24ページの生活支援体制の整備の委託料でございますが、社会福祉協議会へ委託をしながら地域課題を確認をしながら

ら、各地域で地域から地域を活性化するような動き、そして高齢者が社会参加できるような動きというのをボランティア活動も底上げしながら考えているところではございますが、今の体制から二人体制を3人体制にして業務の見直しと活性化を図りたいと思い、このような形で力を入れているところです。以上です。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

日程第28、議案第33号令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算から日程第30、議案第35号令和6年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算まで議案3件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

日程第31、議案第36号令和6年度森町水道事業会計予算を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

日程第32、議案第37号令和6年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第33、議案第38号令和6年度森町病院事業会計予算を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) 川岸です。

予算書の説明書の3ページ、収益的収入及び支出の病院事業収益の医業収益の入院収益が去年の予算では1,828,916千円だったのが、今年度の予算では1,686,336千円と1億3,000万減っております。

一人の内科医師の不足でこんな億以上の差が出るのか、実際去年がどうだったのか。

その理由がこの内科医師の不足というところかというところと、22ページ、同じような話なのですけれども、やっぱり病院も継続して安定するためには入院数というか、利益ではないのですけれども、経営が成り立つような収入を考えていかなければいけないと思うのですが、今病床率というか病床の稼働率はどうだったのかということと、またこの医師不足のために入院の病床数を減らすということでしたら、何かほかにその収入が上がる、収益が上がる方法を考えておられるかどうかということ伺います。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

病 院

( 朝 比 奈 直 之 君 ) 病院事務局長でございます。

事務局長

川岸議員の御質問にお答えいたします。

予算書3ページ、収益的収入及び支出の病院事業収益のうち医業収益、入院収益が前年度より減額しているのは、その理由はという御質問かと思えます。

御指摘のとおり、令和5年度予算に比較しまして、予算上では入院収益が1億4,200万のマイナスの見込みで予算計上しており

ます。

これにつきましては、提案理由で申し上げましたように、内科常勤医師が3月末で一人退職に伴って、内科常勤医師が4人から3人になるという中で、内科の患者数を5人減で計上しております。

これは医師の働き方改革の中で、負担の軽減を図らないといけないという中で、医師の診る患者数の限界もございますので、内科の目標を下げたという中で、全体の入院患者数の目標につきましても、前年度124.4人から来年度は119.5人に目標を減らしているといったところが約8,000万ほど減額の理由となります。

さらに整形外科医師が二人来ていただいて、今年度1年診療やっていた中で実績としまして、手術数の件数は増えたのですが、その単価が想定したよりも伸びなかったというところがあります。

そういった中で、12月から整形外科は全麻のオペを始めたところでございます、実績から見ると来年度は単価も上がってくることは想定されるのですが、実績等も考慮しまして、整形外科の入院患者の単価をちょっと見込みとして下げたという中で、二点目とするとそういった要因に伴いまして、入院の収益が減少で見込んでいるということで、令和5年度につきましては入院の収益を整形外科の医師が来るという中で、課題とまでは言いませんが、期待も込めて、入院収益を高く見積もったという中で、予算ですので、令和6年度につきましては、若干その辺を実績あるいは現実なところで予算を計上させていただいたといったところがございます。

それから22ページの入院収益の増に稼働率が必要だというところで、今年度の現在までの実績につきまして、1月までの現在の稼働率が1日平均108人ということで、そこら辺も考えますと、令和6年度予算については、10人ほど予算見込みを上げているといったところがございます。

どのように稼働を上げるかというところになってくるわけでございますけれども、現在病床数131床の届けに対して121床の稼働で制限をして、10床は稼働していないという状況がございます。

制限を解除して、来年度は131床フル稼働させるといったところが、入院収益の増加、稼働率を上げていくといったところになってくるかと思いますが、その件に関しては、医師の増加もそうですが、看護師の確保をしていくことが必要になっていきます。

3月末に3人の新規の看護師が入ってきますけども、看護師確保についてはなかなか厳しいと言った状況もございまして、そこが来年度をフル稼働させるには入院病棟の看護師の配置が、基準を満たさないといけないものですから、看護師を確保していくということが、まずは来年度の大きな課題であると考えております。

さらに入院の収益を上げる方法は何か考えているかといった御質問につきましては、令和6年度から組織の再編によりまして、地域包括支援部と言った組織を作ります。

その中で地域医療連携室、それから在宅医療支援室、それからよろず相談室といったような組織を位置づけまして、他の近隣の病院とか開業医さん、それから施設等との連携をさらに強化していくといったことで考えております。

そういった中で、紹介患者さんを営業活動も行いながら増やしていくと言ったことにも重点を置いて取り組んでまいりたいと考えておりますし、その中で入退院支援、適切な入院時期、それから適切な当院からの退院時期、そういったものも適切な状況で判断しながら行っていくといったことによって、1日当たりの入院稼働率を上げ収益の増益につなげていくといったようなことを考えているところでございます。以上でございます。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子くん。

( 川 岸 和 花 子 君 ) ありがとうございます。

経営強化プランの中で御検討いただいていることと思いますが、若い外科医が二人来ていただいて非常に評判を良く聞いてお

議 長  
5 番 議員

議 長  
病 院  
事務局長

りますし、この近隣で森町病院にいられている人はすごくやっばり、森町病院はいいと、総合病院でありながらすごく身近であるしすごく助かってるといってお話もありましたし、また老人施設も多い中で、連携医療機関であるという意味でも、やはりきちんとうまく御努力いただいているんですけども、稼働していくといいなというのが本当に切実に思っております。

説明書の26・27ページの資本的収入および支出の明細書の支出の医療機器、X線CT装置一式外ということで93,755千円、こちらは外科の関係なのかちょっと内容を、その大きい金額のものを御説明お願いいたします。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

予算書の26・27ページ、資本的収入及び支出の医療機器についての御質問かと思えます。

来年度、令和6年度の予算で購入を予定している医療機器として、先ほどありましたX線CT装置一式、これが約6,490万の予算を見積もっております。

これにつきましては、画像診断科に設置をいたしまして、単純撮影、レントゲン撮影ではなかなか判断ができないといったものをX線CT装置を使って、これ全体を撮影できるものですので、全体の撮影もしながら、専門の読影の医師に出して、診断をしていただくといったものになりますけども、その機器の更新の予定となっております。

同様にMRI系の装置もございまして、そこら辺は医師の判断で使い分けをしていくといったこととなります。

それから大きなものとして、ジェット洗浄機というものの購入が1,188万円という予算を計上しております。

このジェット洗浄機につきましては、中央材料室というところで、手術用の医材料であったり、日常的に使う医材料、そういつ

たものの消毒滅菌を行う機器になります。

これを外注に出すと高額な形になりますので、今現在も行ってありますが、院内でそういった業務を行うことによって経費も削減しているといったことで、ただその業務は、ある意味専門的な知識とか経験や技術も必要になりますので、ダスキンさんにその業務を委託しているという中で、あわせて委託料も必要になっているといったところでございます。

あとは、全部で購入予定が医療機器に関しましては、8品目ございますので、あまり細かく申し上げていくのもあれですので品名だけ申し上げていきますと、血液の保冷库、それからベッドサイドモニター、それから手術用の照明器ということで手術室の照明の更新、それからオペ室のベッドサイドモニターも一式更新すると、整形の手術が増えましたので、モニターを一式更新するといったところと、あとベッドパンウォッシャーというトイレで汚物を洗浄する機械になりますが、そういったものを更新すると。

それからクーデックエイミーという在宅<sup>とう</sup>疼痛緩和機器、これは在宅時の疼痛緩和の点滴<sup>とう</sup>に使うものでございますけども、そういった機器も購入していくといったところの8品目。

家庭医療クリニックで1品、エコーの更新といったところで、この合計額となってまいります。以上でございます。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治 君 ) 5番、川岸和花子くん。

( 川岸和花子 君 ) 最後に14・15ページ、償還金が令和6年である程度大きいものが終わると思っているのですけれども、そちらで一般会計からの繰入金が少なくなるとか、経営が少し楽になるとかそういうことはあるのでしょうか。

議長  
病院  
事務局長

( 吉筋恵治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

起債の償還がある程度落ち着いてくるのじゃないかといったこ

とで、徐々に楽になっていく見込みではないかという御質問でございますが、今年度末の未償還元金が、細かな数字は抜きにしまして、約11億3,000万円、まだございます。

令和6年度に元利償還金合わせて3億4,600万円を返済しますが、新たに起債で購入する部分があって、来年度末の残が9億2,800万ほど、まだ償還が残るといった見込みであります。

建物等を建て替えたときの償還については、令和8年度、令和9年3月で償還が終わるといったところで、それ以降の起債の償還については金額も1億円以下になってきますのでかなり病院にとっては楽になってくるという状況はあります。

今年度、経営強化プランを策定する中で、なかなか病院の経営とすると今後も非常に厳しい状況は続くという予測はしておりますので、町との協議の中では、令和6年度以降も経営強化プランの中では、5億円の繰り入れを継続していただくといったことでプランには、見込んで策定しておりますので、今後、繰り入れを継続していただければ、経営はある程度安定化してくるのかなということでは考えているところでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

( 岡 戸 章 夫 君 ) 24ページお願いします。中段の報酬のところ、経営強化プラン事後検証委員会ということが書かれております。

遡ると以前は経営改革プランがあり、昨年ですか、それが経営強化プランということで策定を進めてこられたと思います。

それがまとまりまして、実際にそれが実行に移す、それを検証していくっていう、そういう大きな流れかなとは思いますが、そこら辺の時系列を追って、この経営強化プランの作成したスタートから、今まとまっていっぐらいのタイミングで我々にもその公表できるかとか、そこら辺と事後検証委員会ですか、これはいつぐらいのタイミングで行うのか、そこら辺のちょっと説

議 長  
病 院  
事務局長

明をいただけるとありがたいですけど。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 朝比奈病院事務局長。

( 朝比奈直之 君 ) 病院事務局長です。

岡戸議員の御質問にお答えいたします。

24ページの報酬のうち備考の経営強化プラン事後検証委員会につきまして、この部分につきましては現在の経営改革プランでもそうなのですが、策定をして、毎年その実績について評価をしております。

院内におきましては、今ですと経営改革プラン評価委員会という形で、四半期、3か月ごとにその目標改革プランのアクションプランという、もう少し細かな数字の目標も入れたプランも策定しておりますので、その数字が目標に対してどれだけの進捗状況なのかといった評価を四半期ごとにしております。

この外部の評価委員の皆さんにつきましては、最終的にそれらの実績に対して、プランに基づいてどれぐらいの進捗状況なのか、次年度、このプランに沿った形でここまでできてるけども、まだここができてないよとかというような、数字を見ながらですね、評価をしていただくというのを3月に1年間の評価として行っているようにしております。

外部評価委員会の委員長にその委員の意見を取りまとめて、町長に対して答申書という形で意見書を出して、病院の改善、こういった形で改善するのが望ましいといった御意見をいただいているような形でございます。

二点目の現在策定している経営強化プランの公表はいつかということでございますけども、強化プランの公表につきましては現在最終的な取りまとめをしているところでございまして、年度での策定ということで予定を元々予定をしておりましたので、3月末までに最終的な完成という形を考えております。

現在、2月に外部評価委員会の第3回の委員会の中でいただいた意見で、病院として見直しをしていかなければいけないといっ

たところを修正をしながら、最終的に見直しを行いながら、また再度御意見もいただきながら調整をしているところでございまして、3月末には完成といったことで考えております。

プランの策定が終わった段階で、町長と一緒に打ち合わせをする中では、6月の全員協議会の中で、この経営強化プランの内容について、議員の皆様にも御説明をしてみたいということで予定はしているところでございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。  
(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君)「質疑なし」と認めます。

日程第34、請願第1号「パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦と人道支援を国に求める意見書の提出」を求める請願を議題とします。

本請願は、本日これを受理しました。

職員に標題と紹介議員名、請願者名を朗読させます。

議長 (職員朗読)  
(吉筋恵治君)本請願については、お手元の「請願文書表」のとおり、第一常任委員会に付託します。

なお、委員会審査の経過並びに結果については、3月25日の本会議において報告を願います。

日程第35、陳情第1号「フリースクール等を利用する子ども達に対する支援を国に求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

本陳情は、本日これを受理しました。

職員に標題と陳情者名を朗読させます。

議長 (職員朗読)  
(吉筋恵治君)本陳情については、お手元の「陳情文書表」のとおり、第一常任委員会に付託します。

なお、委員会審査の経過並びに結果については、3月25日の本会議において報告を願います。

以上で、議案に対する質疑等は全部終了しました。

お諮りします。

議案第4号から議案第9号までと、議案第11号から議案第17号まで及び、議案第24号、議案第26号から議案第38号まで、合わせて27議案については、サイドブックス掲載の「議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、サイドブックス掲載の「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、委員会審査の経過並びに結果については、3月25日の本会議において報告を願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月21日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 5時54分 散会 )

議 長